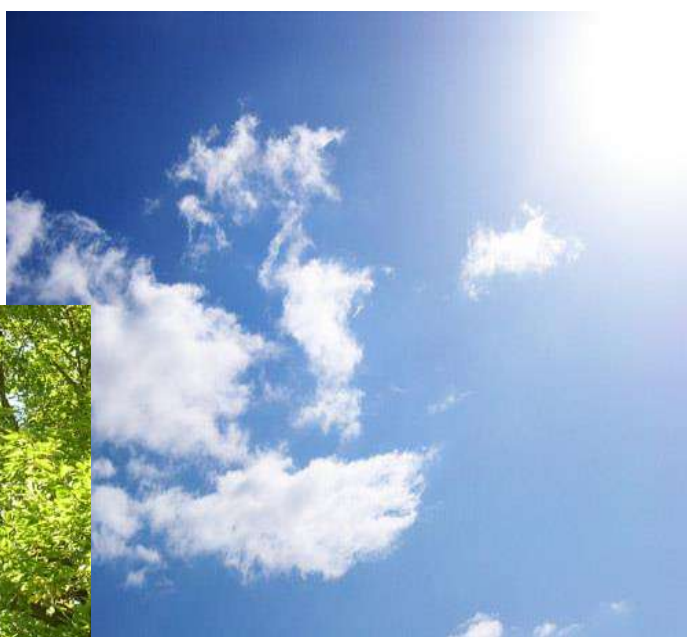


環境委員会
2018年度

2018年度 環境報告書



株式会社大興ネクスタ
ISO14001事務局

2018 年度 環境委員会

プログラム

開催日：平成 31 年 3 月 29 日（金）

1、環境活動報告

- 販売する住宅における環境負荷の低減
■環境負荷低減商品の追加提案受注割合 40%（戸建・注文・リノベ）
営業開発課 加藤峻浩
- 本社ビルにおける省エネ・省資源活動
■社内における電気の省エネ活動
管理部 吉田智
- 本社における省エネ・省資源活動
■運転方法の注意喚起・車両取扱いの改善による燃費の向上
管理部 吉田智
- 本社における省エネ・省資源活動
■裏紙印刷の活用によるコピー用紙消費の削減
管理部 吉田智

2、内部監査結果の評価

内部環境監査員 金丸直高

3、記録類の評価

- 外部・内部環境情報
用地開発課 佐藤淳
- 是正・予防処置報告書
環境管理責任者 町田守靖
- 環境教育訓練実施記録
管理部 吉田智

4、順守評価

環境管理責任者 町田守靖

5、前回のマネジメントレビューに対する改善状況の報告

環境管理責任者 町田守靖

6、環境の変化に関する情報及び改善の為の提案

環境管理責任者 町田守靖

7、外部及び内部の課題・利害関係者のニーズ及び期待

環境管理責任者 町田守康

8、環境方針の見直し

代表取締役 菅野良寛

環境委員会
2018 年度

環境活動報告

株式会社大興ネクスタ
ISO14001事務局

販売する住宅における環境負荷の低減

環境負荷低減商品の追加提案受注割合 40%（戸建・注文・リノベ）

報告者

営業開発課 加藤 峻浩

2018年度の環境マネジメントプログラムにおいて、事業推進本部では「販売する住宅における環境負荷の低減」への取組みとして、「住まいやすさを向上させる環境に優しい商品の御提案と受注活動」を実施致しました。

【取組報告】

今期の具体的な目標値を、環境負荷低減商品（エコ商品）の追加受注割合 40%と設定し、注文住宅ではプラン提案の際に、新築分譲及びリノベ再販ではオプションとして、検査では定期点検及び訪問の際に、それぞれ各担当者からお客様に必ず提案するようにしました。

注文住宅、新築分譲及びリノベ再販の分野では、強化品目として掲げたエコカラット、遮光カーテン、宅配ボックスを中心に施工例や参考価格を盛り込んだエコ商品提案シートを作成し、提案時に活用しました。また、エコ商品を3種以上受注いただいたお客様にはエコ商品追加発注金額を10%OFFとする割引制度を設け、受注の促進も行なっております。

検査の分野では、個々の顧客ニーズに合わせたエコ商品の提案を行いました。特に外壁、屋根の塗替えの際に遮熱塗料、遮熱シートの推進を行なっております。

結果として、今期の受注割合は66%となっております。その内訳として、注文住宅に関しては、全てのお客様からエコ商品の受注が出来ており、新築分譲及びリノベ再販に関しては受注が出来ませんでした。また、検査に関しては給湯器のエコジョーズへの交換、照明のLEDへの交換、屋根の塗替え時に遮熱塗料の採用などを多く受注することができました。

要因として、注文住宅に関しては打合せの初期段階から提案シートを用いて提案に盛り込めたことが受注につながり、また新築分譲及びリノベ再販に関しては、お客様への折衝機会を設けることが不十分だったと考えております。

今期のお客様の傾向として、成約に至らなかったお客様も含めEVコンセントへの関心が高く、受注いただいたお客様も75%がEVコンセントとなっていることから、電気自動車関連の商品の充実も行いたいと思います。

2019年度は、当プログラムの2年目となりますので、エコ商品の更なる普及と受注獲得のため、建物標準仕様プレゼンシートに各エコ商品のオプションシートを新設するなどルールの充実を図るとともに、設計と共同で商品の拡充や新商品に関する勉強会(半年に1回)を行い、接客時に必ず商品提案を行うようにし、来期目標である受注割合40%達成に向けて活動を展開します。

| No | 物件名 | 着工月 | 構造/階数 | エコ商品 | 受注金額 | 受注 |
|----|------------|-----|-------|---------|----------|----|
| 1 | 武蔵野市吉祥寺本町 | 6月 | SE・2階 | | | × |
| 2 | 練馬区早宮2丁目 | 8月 | SE・2階 | エコラット | 102,000円 | ○ |
| 3 | 東急ドエル府中ビレジ | 10月 | 区分 | | | × |
| 4 | 練馬区早宮2丁目 | 11月 | SE・2階 | EVコンセント | 43,750円 | ○ |
| 5 | 練馬区東大泉3丁目 | 1月 | SE・2階 | EVコンセント | 43,750円 | ○ |
| 6 | 練馬区早宮2丁目 | 4月 | SE・2階 | EVコンセント | 43,750円 | ○ |

※上記、注文案件に関しては請負契約ベース、分譲案件については販売契約ベースにて記載しております。

※上記、受注金額は全て税別にて記載しております。

| | |
|---------------|-----|
| 分譲・注文戸建販売契約棟数 | 6 |
| エコ商品受注棟数 | 4 |
| 受注割合 | 66% |

本社ビルにおける省エネ・省資源活動
社内における電気の省エネ活動

報告者 管理部 吉田 智

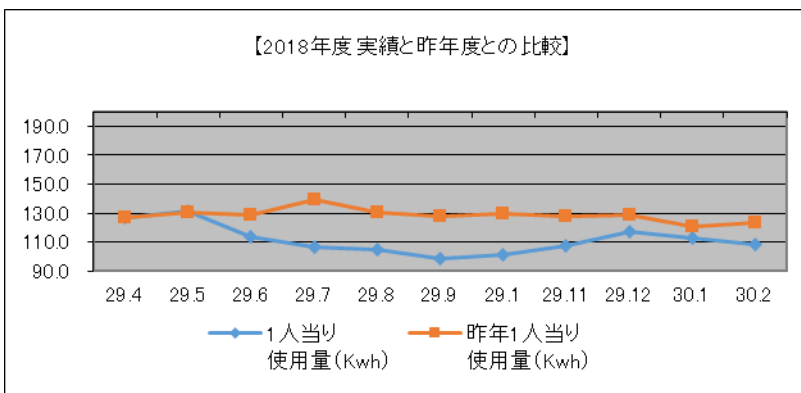
今年度も引き続き、電気の省エネ活動の目標値として全体の総使用量ではなく、一人当たりの使用量
を目標値として設定し、取り組みを行っています。

今年度の電気の大きな動きとしては、6月下旬に社内全体をLED化したことです。LED化により電
気の合計使用量は44,661kwhと、昨年度2月までの集計54,435kwhを9,774kwhも下回り、前年と比較
して82%となっています。

これを受けて、今回の取り組みにおいて8月より目標値を当初の80%に下げたのですが、目標値が
電力総量ではなく一人当たり消費量であるのに対し、会社の人数が昨年と比較して4名減少していたた
め、その分一人当たり負担量が増加してしまい、当初妥当と思われた改定目標値が厳しくなりすぎてし
まったため、11月から2月までが目標値未達成となったため、是正処置報告書を提出致します。

これを踏まえ来期の取り組みでは、一人当たり消費量を昨年より下げる、という目標から別の指標に
変更したいと思います。今回LEDも導入したため、今までのように昨年より電力消費を下げる、とい
う観点では、目標設定とその達成が難しくなります。よって来期は省電力をこのペースで維持する事を
目標とし、設定した範囲から電力消費が逸脱しないように監視測定を行っていきたいと思います。

| 《2018年度》 | | | | | 《昨年度》 | | | | |
|----------|------------------|--------------|---------------|------------------|-------|------------------|--------------------|------------------|------------------|
| | 本社会計 使用量(Kwh) | 目標値 1人あたり | 判定 使用量<目標値 | 1人当り 使用量(Kwh) | | 本社会計 使用量(Kwh) | 昨年1人当り 使用量(Kwh) | 本社会計使用量 今年÷去年 | 一人当り使用量 今年/去年 |
| 30.4 | 4,818 | 126.7 | × | 126.8 | 29.4 | 4,826 | 127.0 | 99.8% | 99.8% |
| 30.5 | 4,984 | 130.0 | × | 131.2 | 29.5 | 4,952 | 130.3 | 100.6% | 100.6% |
| 30.6 | 4,202 | 128.7 | ○ | 113.6 | 29.6 | 5,030 | 129.0 | 83.5% | 88.1% |
| 30.7 | 3,948 | 139.2 | ○ | 106.7 | 29.7 | 5,442 | 139.5 | 72.5% | 76.5% |
| 30.8 | 3,771 | 104.3 | × | 104.8 | 29.8 | 5,097 | 130.7 | 74.0% | 80.2% |
| 30.9 | 3,559 | 102.0 | ○ | 98.9 | 29.9 | 4,861 | 127.9 | 73.2% | 77.3% |
| 30.10 | 3,642 | 103.6 | ○ | 101.2 | 29.10 | 4,935 | 129.9 | 73.8% | 77.9% |
| 30.11 | 3,766 | 102.2 | × | 107.6 | 29.11 | 4,865 | 128.0 | 77.4% | 84.0% |
| 30.12 | 4,104 | 102.8 | × | 117.3 | 29.12 | 4,896 | 128.8 | 83.8% | 91.0% |
| 31.1 | 3,955 | 96.5 | × | 113.0 | 30.1 | 4,715 | 120.9 | 83.9% | 93.5% |
| 31.2 | 3,912 | 98.6 | × | 108.7 | 30.2 | 4,816 | 123.5 | 81.2% | 88.0% |
| 計 | 44,661 | 1,234.6 | | 1,229.5 | 計 | 54,435 | 1,415.6 | 82.0% | 86.9% |
| 平均 | 4,060 | 112.2 | | 111.8 | 平均 | 4,949 | 128.7 | 82.2% | 87.0% |



今回でガソリンの取り組みは 2 回目となります。昨年と同様、燃費の改善を目標としておりますが、目標値として、①燃料の計測法を満タン法（先月最後に満タンにした時から今月最後に満タンにしたときまでの合計消費量を計測）にする。②昨年の満タン法で計測した車両燃費のうち、リースアップになるものを除き燃費を 1%改善した場合の平均値を取り、それを目標燃費とする(10.26km/ℓ) ③電動自転車を使用した場合、これをプラスの効果とし、その使用距離に応じてガソリン消費分より差し引く という形に計測方法・目標設定を変更したところ、7月・8月以外は全て目標達成となりました。

今回の取り組みとしては、昨年と同じくエコドライブの啓蒙活動と定期点検時タイヤ空気圧の 10%増加を行っています。

また、直接は燃費減少に関連しませんが、会社全体での車両数を減少させるように進めています。9月にリースアップしたノート 2963 と 2月にリースアップとなったバネットトラック 9367 は、リースアップ後の入れ替え車両は設けずに減車としています。この減車の動きに伴い、用地開発課では業者訪問に電車で動くようにしたり、また別々の目的地のメンバーを 1台に相乗りさせ途中まで一緒に行ったり、という工夫をして車両使用頻度の低減・効率化を行っています。

来期は、エコドライブ啓蒙などの取り組みを継続しつつ、4月に 1811 ノートを減車させ、車両保険をまとめて契約するフリート契約の下限所持台数 10 台まで減らし、軽自動車・プリウスなど低燃費の車両を優先して使われる環境を進めたいと思います。

| 管理部門 | 使用者 | 車種 | ナンバー | カード番号 | 項目 | 達成 | 達成 | 達成 | 未達成 | 未達成 | 達成 | 達成 | 達成 | 達成 | 達成 | | | |
|-------|--------|------|------------|---------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|------------|-----------|---------|-----------|---------|
| | | | | | | H28年4月 | 5月 | 6月 | 第1四半期合計 | 7月 | 8月 | 9月 | 第2四半期合計 | 10月 | 11月 | 12月 | 第3四半期合計 | H29年1月 |
| 管理 | 620401 | ノート | 練馬5311811 | 7302-0000-5510-1596 | 走行距離 | 1149km | 946km | 1400km | 3495km | 1172km | 904km | 858km | 2734km | 909km | 1118km | 702km | 2729km | 784km |
| | | | | | 燃料 | 115.72ℓ | 82.11ℓ | 120.69ℓ | 318.52ℓ | 119.07ℓ | 93.37ℓ | 62.25ℓ | 274.69ℓ | 89.60ℓ | 99.37ℓ | 64.99ℓ | 253.96ℓ | 75.71ℓ |
| | | | | | 毎月最終給油日 | 2018/4/26 | 2018/5/23 | 2018/6/26 | 2018/7/31 | 2018/8/30 | 2018/9/21 | 2018/10/21 | 2018/11/28 | 2018/12/21 | 2019/1/24 | | | |
| | | | | | 毎月走行距離 | 9.33km | 11.52km | 11.60km | 33.05ℓ | 9.84km | 9.68km | 10.57km | 30.10ℓ | 10.15km | 11.25km | 10.80km | 32.20ℓ | 10.36km |
| | | | | | 燃費 | 928km | 918km | 343km | 2189km | 587km | 568km | 639km | 1392km | 639km | 700km | 700km | 2349km | 541km |
| 管理 | 共用 | セシナ | 練馬501み5436 | 7302-0000-5510-1893 | 走行距離 | 115.67ℓ | 123.64ℓ | 48.91ℓ | 288.22ℓ | 83.27ℓ | 93.74ℓ | 43.65ℓ | 220.66ℓ | 94.55ℓ | 136.08ℓ | 89.92ℓ | 319.55ℓ | 73.14ℓ |
| | | | | | 毎月最終給油日 | 2018/4/26 | 2018/5/23 | 2018/6/25 | 2018/7/31 | 2018/8/31 | 2018/9/9 | 2018/10/13 | 2018/11/24 | 2018/12/27 | 2019/1/24 | | | |
| | | | | | 毎月走行距離 | 8.02km | 7.42km | 7.01km | 22.46ℓ | 7.05km | 6.06km | 5.43km | 18.54ℓ | 6.76km | 7.42km | 7.87km | 22.05ℓ | 7.40km |
| | | | | | 燃費 | 68.18ℓ | 64.70ℓ | 48.01ℓ | 180.89ℓ | 64.67ℓ | 61.37ℓ | 69.57ℓ | 195.61ℓ | 99.65ℓ | 59.39ℓ | 82.47ℓ | 241.51ℓ | 63.81ℓ |
| | | | | | 毎月最終給油日 | 2018/4/24 | 2018/5/27 | 2018/6/22 | 2018/7/25 | 2018/8/30 | 2018/9/24 | 2018/10/29 | 2018/11/22 | 2018/12/26 | 2019/1/27 | | | |
| 管理 | 共用 | デイズ | 練馬580た5456 | 7302-0000-5510-0499 | 走行距離 | 0.00km | 14.05km | 11.14km | 25.19ℓ | 12.76km | 9.86km | 10.56km | 33.18ℓ | 11.69km | 14.46km | 11.76km | 37.92ℓ | 11.77km |
| | | | | | 毎月最終給油日 | 2018/4/26 | 2018/5/22 | 2018/6/30 | 2018/7/23 | 2018/8/26 | 2018/9/3 | 2018/10/21 | 2018/11/21 | 2018/12/23 | 2019/1/25 | | | |
| | | | | | 毎月走行距離 | 9.22km | 11.90km | 10.04km | 31.16ℓ | 10.52km | 9.14km | 13.94km | 33.60ℓ | #DIV/0! | #DIV/0! | #DIV/0! | #DIV/0! | #DIV/0! |
| | | | | | 燃費 | 1112km | 654km | 745km | 2511km | 714km | 680km | 232km | 1626km | 853km | 792km | 565km | 2210km | 636km |
| | | | | | 毎月最終給油日 | 2018/4/27 | 2018/5/20 | 2018/6/25 | 2018/7/29 | 2018/8/30 | 2018/9/14 | 2018/10/30 | 2018/11/29 | 2018/12/23 | 2019/1/25 | | | |
| 管理 | 共用 | フィット | 練馬501ら3866 | 7302-0000-5510-1299 | 走行距離 | 10.61km | 8.20km | 7.25km | 26.06ℓ | 5.73km | 5.77km | 5.73km | 17.23ℓ | 6.87km | 9.24km | 7.59km | 23.70ℓ | 7.51km |
| | | | | | 毎月最終給油日 | 2018/4/27 | 2018/5/22 | 2018/6/23 | 2018/7/30 | 2018/8/28 | 2018/9/26 | 2018/10/21 | 2018/11/21 | 2018/12/23 | 2019/1/25 | | | |
| | | | | | 毎月走行距離 | 88km | 997km | 1085km | 1193km | 1004km | 960km | 3157km | 970km | 1118km | 1030km | 3118km | 1062km | |
| | | | | | 燃費 | 53.85ℓ | 57.20ℓ | 96.73ℓ | 207.58ℓ | 135.02ℓ | 103.12ℓ | 94.50ℓ | 332.64ℓ | 89.84ℓ | 92.80ℓ | 87.62ℓ | 270.26ℓ | 89.13ℓ |
| | | | | | 毎月最終給油日 | 2018/4/24 | 2018/5/29 | 2018/6/26 | 2018/7/28 | 2018/8/24 | 2018/9/28 | 2018/10/20 | 2018/11/27 | 2018/12/26 | 2019/1/28 | | | |
| 管理 | 共用 | デイズ | 練馬580た654 | 7302-0000-5510-1695 | 走行距離 | 12.42km | 12.85km | 11.39km | 36.67ℓ | 10.16km | 9.55km | 15.00km | 34.71ℓ | 13.51km | 14.83km | 14.04km | 42.39ℓ | 14.50km |
| | | | | | 毎月最終給油日 | 2018/4/30 | 2018/5/14 | 2018/6/21 | 2018/7/29 | 2018/8/31 | 2018/9/15 | 2018/10/14 | 2018/11/13 | 2018/12/17 | 2019/1/22 | | | |
| | | | | | 毎月走行距離 | 838km | 401km | 926km | 2165km | 688km | 724km | 396km | 1809km | 836km | 473km | 861km | 2170km | 540km |
| | | | | | 燃費 | 62.10ℓ | 26.39ℓ | 56.54ℓ | 145.03ℓ | 52.77ℓ | 52.28ℓ | 30.30ℓ | 135.35ℓ | 45.37ℓ | 30.51ℓ | 57.73ℓ | 133.61ℓ | 37.72ℓ |
| | | | | | 毎月最終給油日 | 2018/4/30 | 2018/5/14 | 2018/6/21 | 2018/7/29 | 2018/8/31 | 2018/9/15 | 2018/10/14 | 2018/11/13 | 2018/12/17 | 2019/1/22 | | | |
| 管理 | 共用 | プリウス | 練馬332ろ1811 | 7302-0000-5510-2396 | 走行距離 | 13.49km | 15.20km | 16.38km | 45.07ℓ | 13.06km | 13.85km | 13.07km | 39.97ℓ | 18.43km | 15.50km | 14.91km | 48.84ℓ | 14.32km |
| | | | | | 毎月最終給油日 | 2018/4/30 | 2018/5/14 | 2018/6/21 | 2018/7/29 | 2018/8/31 | 2018/9/15 | 2018/10/14 | 2018/11/13 | 2018/12/17 | 2019/1/22 | | | |
| | | | | | 毎月走行距離 | 5802km | 5771km | 6454km | 18027km | 6977km | 6088km | 4663km | 17738km | 6197km | 6957km | 6043km | 19197km | 5336km |
| | | | | | 燃費 | 686.58ℓ | 582.41ℓ | 617.45ℓ | 1,806.44ℓ | 753.10ℓ | 694.57ℓ | 439.27ℓ | 1,686.84ℓ | 604.15ℓ | 610.88ℓ | 542.71ℓ | 1,757.74ℓ | 494.74ℓ |
| | | | | | 燃費1ℓあたりkm | 8.45km | 9.90km | 10.45km | 9.60km | 9.26km | 8.77km | 10.61km | 9.95km | 10.25km | 11.38km | 11.13km | 10.92km | 10.78km |
| 共用 合計 | | | | | | 5802km | 5771km | 6454km | 18027km | 6977km | 6088km | 4663km | 17738km | 6197km | 6957km | 6043km | 19197km | 5336km |

今回より新しく、紙を取り組み対象として追加しています。今期の取り組みとして、コピーにおける裏紙の利用を推奨し、新品の紙の消費を下げる活動を行いました。

計測方法ですが、複合機で手差しからの印刷は紙が「再生紙」という設定になるように運用し、3台の複合機の運用ログより、普通紙と再生紙の白黒でのコピー・プリントの総数から再生紙での印刷割合を計算し、複合機3台の平均値を取りました。この平均値が目標値である15%を上回るかを計測しています。

結果、4月・5月12月が目標未達成となりましたが、他の月は目標を達成致しました。

今回行った取り組みは、印刷を出して取りに来ないという事を止めるための注意喚起、週に一度集約印刷や手差し印刷の方法を記したマニュアルをChatter上にアップし広める事などです。

但し、裏紙利用の推奨は、裏紙が消費されると在庫がなくなり、通常の白い紙を使用せざるを得ない場合があるため、裏紙使用を意識しているのに裏紙率を上げられない状況が考えられます。活動を始めてから十分浸透したと思われる12月に未達成が出ているのは、これが原因と思われます。

別の取り組みとして紙の消費軽減も考慮致しましたが、試算したところ1年間にかかる労力に対し軽減するコストが少なく、燃費取り組みでは年間約94,000円の効果に対し、紙の取り組みでは年間8,400円と燃費の1/10以下となり影響の度合いが低いと判断しましたので、来期取り組み対象より紙を除外しますが、運用管理対象として継続して管理致します。

| 2018年4月～2019年1月 複合機3台 手差し利用率 | | | | | | | | | | |
|------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 |
| 3階 | 15.26% | 16.88% | 15.72% | 13.67% | 15.17% | 19.16% | 24.42% | 18.56% | 14.76% | 18.81% |
| 2階奥 | 5.26% | 3.72% | 12.01% | 28.87% | 27.84% | 44.76% | 16.48% | 8.97% | 26.40% | 26.34% |
| 2階手前 | 12.91% | 24.01% | 18.83% | 24.14% | 15.05% | 4.98% | 20.24% | 26.14% | 11.00% | 27.07% |
| 平均 | 13.01% | 14.90% | 15.87% | 20.85% | 18.80% | 19.82% | 20.96% | 18.06% | 13.09% | 22.72% |
| 目標 | 未達成 | 未達成 | 達成 | 達成 | 達成 | 達成 | 達成 | 達成 | 未達成 | 達成 |

環境委員会
2018年度

内部監査結果の評価

株式会社大興ネクスタ
ISO14001事務局

内部監査結果の評価報告

報告者 内部環境監査員 金丸 直高

2018年11月に開催されました第21回の内部監査の実施方針として、今回でISO規格要求事項2015年版へ改定後2回目の内部監査になるので、環境マニュアルが新規格に則って活用されているか再確認をし、環境方針及び環境マネジメントプログラムを中心に、現状のマニュアルが各要求事項に適合し法的要求事項を満足しているかを検証いたしました。また、各部門の課員一人ひとりが、改定後のマニュアルを実務としてどのように捉えて取り組んでいるかを監査致しました。

監査状況としましては、エコ商品に対する取り組みなど、環境に対する具体的な行動が進んでいる事が確認出来るなど、前向きな行動と姿勢が見られました。今回も部門監査と事務所監査において全部門に監査を実施しました。監査結果として、不適合については指摘が無く、観察事項が6件、改善提案事項が3件、良かった点として評価するGoodポイントが6件と前回の4件を上回る結果となりました。

【観察事項】4件

1. 「環境側面登録表」が著しい環境側面を記載する表とで2重承認になっています。責任者
2. 研修、セミナーなどに参加したとの事でしたが、教育記録を作成させていませんでした。管理
3. 設計チェックリストはあるが、活用が徹底されておらずミスが頻発しています。設計
4. 早宮2丁目現場において緊急事態への対応マニュアルが掲示されていませんでした。建設

【改善提案】3件

1. 「環境管理記録一覧表」の表番号が表7ですが、記録の保管では表6とされ不整合です。責任者
2. 設計フロー図、チャートが部署移動した課員に対して周知されていませんでした。設計
3. 古紙回収の保管場所に建築仕様のサンプル帳が置いてありました。廃棄保管

【Goodポイント】6件

1. 紙の削減のために新たにWeb小口精算など導入しペーパーレス化を採用しています。管理
2. 長時間労働を環境側面とし、その削減として定時退社日の設定という提案がありました。管理
3. エコ商品として商品価格リストをお客様に提案しており、追加項目も検討しています。営業
4. 営業の力量確認として「営業開発力量チェックリスト」を作成しています。営業
5. 賃貸物件用清掃用具をまとめ購入しておき、購入単価を下げる提案がありました。PM
6. 電車の積極利用や1台の車に途中まで同乗するなどして車両コストを削減しています。開発

【提案】1件

1. 利害関係者のニーズ及び期待に「近隣対策」を明記しては、と提案がありました。営業

※責任者（環境管理責任者）、管理（管理部門）、設計（設計課）、営業（営業開発課）

PM (PM 推進課)、開発 (用地開発課)、検査 (検査課)、建設 (建設課)
現場 (早宮 2 丁目)、廃棄保管 (廃棄物保管状況)、

【監査実施内容】

1. 監査実施日 : 2018 年 (平成 30) 年 11 月 1 日(木)~2 日(金)
1 日(部門監査、事務所監査)
2 日(現場監査、廃棄物管理確認)
2. 対象部門 : 部門監査 (環境管理責任者・管理部門・設計課・営業開発課、建設課)
事務所 (PM 推進課・用地開発課・検査課)
3. 対象現場 : 練馬区早宮 2 丁目 (I 期 4 棟現場)
4. 監査員 : 金丸(主任監査員)、吉田、
5. チーム編成 : 1 チーム(金丸、吉田)

監査結果

今回の監査結果を、昨年度の監査結果と比較して表に記載致しました。

前回より、新しい ISO 規格要求事項である 2015 年版に基づいたマニュアルを用いて監査をしています。今回は新マニュアルを用いた 2 回目の監査となり、昨年度と同じ 2015 年版規格要求事項に基づいての監査を行っているため、前年との比較を部門単位でのものに戻しています。その結果、改善提案 3 件、観察 4 件、不適合はありませんでした。また、Good ポイントは 6 件でした。

【前年との比較：部門 指摘事項】

| 監査部門 | 改善提案 | | 観察 | | 軽微不適合 | | 合計 | |
|---------|------|------|------|------|-------|------|------|------|
| | 2017 | 2018 | 2017 | 2018 | 2017 | 2018 | 2017 | 2018 |
| 環境管理責任者 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 2 | 2 |
| 管理部門 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 設計課 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 2 | 2 |
| 営業課 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 |
| PM 推進課 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 用地開発課 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 検査課 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 建設課 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 現場監査 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 事務所 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 合計 | 5 | 3 | 3 | 4 | 1 | 0 | 9 | 7 |

【前年との比較：部門 Good ポイント】

| 監査部門 | Good ポイント | |
|---------|-----------|------|
| | 2017 | 2018 |
| 環境管理責任者 | 0 | 0 |
| 管理部門 | 1 | 2 |
| 設計課 | 0 | 0 |
| 営業課 | 0 | 2 |
| PM 推進課 | 0 | 1 |
| 用地開発課 | 1 | 1 |
| 検査課 | 1 | 0 |
| 建設課 | 1 | 0 |
| 現場監査 | 0 | 0 |
| 事務所 | 0 | 0 |
| 合計 | 4 | 6 |

【ISO14001 規格要求事項 2015 年版と 2004 年版の対比】

※ISO9001（品質）等と章の構造を統一させたため、全体の順番が変更されています。

| 2015 | 2004 |
|--|---|
| <p>4 組織の状況</p> <p><u>4.1 組織及びその状況の理解</u></p> <p><u>4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解</u></p> <p>※4.1 組織の状況については、外部、内部の課題、利害関係者からの要求事項を踏まえ、ISO の仕組みを、認証取得の為では無く、自社の実態に合うように決める事を要求されています。</p> <p>4.3 環境マネジメントシステムの適用範囲の決定</p> <p>4.4 環境マネジメントシステム</p> | <p><u>新規</u></p> <p><u>新規</u></p> <p>4.1 一般要求事項（環境マネジメントシステム）（／ 1 適用範囲）</p> <p>4.1 一般要求事項（環境マネジメントシステム）</p> |
| <p>5 リーダーシップ</p> <p><u>5.1 リーダーシップ及びコミットメント</u></p> <p>※ リーダーシップについては、トップマネジメント（代表取締役）に対して組織で効果的にマネジメントシステムを運用する要求事項を課すことが明確になりました。リーダーシップの発揮が重要視されています。</p> <p>5.2 環境方針</p> <p>5.3 組織の役割、責任及び権限</p> | <p><u>新規</u></p> <p>4.2 環境方針</p> <p>4.4.1 資源、役割、責任及び権限</p> |
| <p>6 計画</p> <p>6.1 リスク及び機会への取組み</p> <p><u>6.1.1 一般</u></p> <p>6.1.2 環境側面</p> <p>6.1.3 順守義務</p> <p><u>6.1.4 取組みの計画策定</u></p> <p>※リスク及び機会への取組みについては、環境側面を決める前に「リスク及び機会」を決定する事が要求事項となりました。何か問題が大きくなる前に、先に手を打ち発生を防ぐ又は影響を和らげると言う未然防止の役割が含まれています。これは、予防処置の要求事項と同じことであり、「リスク及び機会」を取り入れ、予防処置の役割をマネジメントシステム全体で持つことがポイントになります。</p> <p>6.2 環境目標及びそれを達成するための計画策定</p> <p>6.2.1 環境目標</p> <p>6.2.2 環境目標を達成するための取組みの計画策定</p> | <p><u>新規</u></p> <p>4.3.1 環境側面</p> <p>4.3.2 法的及びその他の要求事項</p> <p><u>新規</u></p> <p>4.3.3 目的、目標及び実施計画</p> <p>4.3.3 目的、目標及び実施計画</p> |
| <p>7 支援</p> | |

| | |
|---|---|
| <p>7.1 資源</p> <p>7.2 力量</p> <p>7.3 認識</p> <p>7.4 コミュニケーション</p> <p>7.4.1 一般</p> <p>7.4.2 内部コミュニケーション</p> <p>7.4.3 外部コミュニケーション</p> <p>7.5 文書化した情報</p> <p>7.5.1 一般</p> <p>7.5.2 作成及び更新</p> <p>7.5.3 文書化した情報の管理</p> | <p>4.4.1 資源、役割、責任及び権限</p> <p>4.4.2 力量、教育訓練及び自覚</p> <p>4.4.2 力量、教育訓練及び自覚</p> <p>4.4.3 コミュニケーション</p> <p>4.4.3 コミュニケーション</p> <p>4.4.3 コミュニケーション</p> <p>4.4.4 文書類</p> <p>4.4.5 文書管理／4.5.4 記録の管理</p> <p>4.4.5 文書管理／4.5.4 記録の管理</p> |
| <p>8 運用</p> <p>8.1 運用の計画及び管理</p> <p>8.2 緊急事態への準備及び対応</p> | <p>4.4.6 運用管理</p> <p>4.4.7 緊急事態への準備及び対応</p> |
| <p>9 パフォーマンス評価</p> <p>9.1 監視、測定、分析及び評価</p> <p>9.1.1 一般</p> <p>9.1.2 順守評価</p> <p>※環境パフォーマンスとは、「著しい環境側面」「法的及びその他の要求事項」「環境目標」に対して、その運用の結果を適切な指標を用いて評価する事が求められています。</p> <p>9.2 内部監査</p> <p>9.3 マネジメントレビュー</p> | <p>4.5.1 監視及び測定</p> <p>4.5.2 順守評価</p> <p>4.5.5 内部監査</p> <p>4.6 マネジメントレビュー</p> |
| <p>10 改善</p> <p><u>10.1 一般</u></p> <p>10.2 不適合及び是正処置</p> <p><u>10.3 継続的改善</u></p> <p>※予防処置の文言は削除されましたが、不適合に対する「是正処置」には、「類似の不適合の有無、又はそれが発生する可能性を明確にする」という内容が加えられ、処置に対する予防的な観点からの評価を実施する事が求められています。</p> | <p><u>新規</u></p> <p>4.5.3 不適合並びに是正処置及び予防処置</p> <p><u>新規</u></p> |

【監査方針について昨年度との比較】

2017年度： ISO 規格要求事項が 2015 年版に改定された事を受け、新規改定された環境マニュアルが 2015 年版規格に適合しているか、また、改定内容に従いどのような取り組みをしているかを確認致します。特に課員一人一人が、今回の改定をどのように捉えて自部門の業務に活かしているかを監査致します。

2018年度： ISO 規格要求事項が改定されてから 2 回目の内部監査となります。環境マニュアルが新規格に適合して法的要求事項を満足しているかは引き続き確認を致します。マニュアルが ISO のためだけのものではなく実務として落とし込まれているか、そして、各部門の課員一人一人が ISO を特別なものとしてではなく、各々の実務に関連するものとして捉えているかを監査致します。

2017年度は、2015 年度版の新規格に対応したマニュアルの改訂に対して、新規格に適合しているか、及び、新しいマニュアルに沿って実際の活動が行われているかを主な方針としました。これに対し **2018年度**は、2017 年度内部監査後に改定されたマニュアルの再確認と、課員一人一人にマニュアルが浸透し、取り組まれているかを主な方針として監査致しました。

【監査結果について昨年度との比較】

今回の監査では、改善提案 3 件、観察 4 件、不適合は無し、合計 7 件の指摘となりました。昨年度の結果と比較すると、観察は一つ増えましたが、不適合が無く改善提案も減っているため、指摘件数は減少しています。

2017年度は、**軽微不適合**については、力量の基準が明確になっていない点の指摘、**観察**は推進メンバー任命権限の記載不足、管理部順守評価の情報共有不足、建築士受講の教育記録の未提出でした。**改善提案**は、2015 年版移行についての周知に対する課員の認識不足、一般教育の結果について効果測定推奨、クレーム情報の情報共有での Chatter 利用の徹底、サンプル帳の処分方法の周知についてでした。

対し、**2018年度**は、**観察**は環境側面とそれを記した表とでの 2 重承認修正、セミナー参加の教育記録作成、チェックリストの活用徹底、現場での緊急事態対応フローの再度掲示について。**改善提案**は、マニュアルでの表番号のズレ、フロー図の使用徹底、サンプル廃棄手順の共有化についてでした。

2017年では、マニュアルについての認識不足と力量基準が不明確であるという事が複数部門で指摘されておりました。これに対し **2018年**では、マニュアル更新に伴った表記ミスや、情報の共有不十分という指摘はありましたが、2017 年度のような指摘は見受けられませんでした。力量については、基準を作成して課員の判定が出来るよう、推進メンバーの中でチームが作られ取り組み中であり、また ISO への取り組みは各課員が前向きに行っている点が随所に見られ、それに由来する GoodPoint も複数ありました。

規格要求事項 2015 年版を元にした運用が 2 年目に入り、マニュアルの内容や活動がブラッシュアップされ、前回の指摘事項に対しての活動が前向きになっている事が分かります。来期はこの取り組みを維持しつつ、活動のパフォーマンスを評価して改善をする PDCA サイクルの実施を継続して下さい。

【今後の内部監査に関する方針】

- 今期実施致します内部監査の方針ですが、2回目の監査で力量について指摘を行い、その後力量への取り組みが動き出しています。今期の内部監査では、その後の経過を確認します。
 - 前回と同様に、ISO14001の環境業務のみにこだわらず、業務への取り組み姿勢や態度についても監査して参ります。
 - PDCAサイクルについては前回から引き続き監査致します。但し、前回監査にて、計画についてはなされているようでしたので、今期は特に運用開始から評価、改善を含めた部分を重点的に監査致します。
 - 各部門の環境目標については、パフォーマンス評価（有効性の確認）について、具体的な評価内容を見ながら監査致します。
 - 内部監査の指摘事項以外にも外部監査での指摘事項に関しても、どのように実施改善されているかを監査致します。
 - 環境活動について前向きな点、評価すべき箇所、提案事項などについては、Goodポイントとして積極的に評価し、報告してまいります。
 - 内部監査として新規格への対応と内部監査員のスキルアップを目的に、外部セミナーの受講をいたします。今回は弊社の業務内容に即した、不動産・建設などに関連した内部監査員養成セミナーを受講する事を考えています。
-
- 別紙参考資料
 1. 内部環境監査年間計画書
 2. 内部環境監査実施計画書
 3. 内部環境監査報告書
 4. 内部環境監査不適合事項記録
 5. 内部環境監査観察事項記録
 6. 監査実施写真

ISO14001

様式-1(1)

| | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------|-------|------|-----------|----|----|---|---|-----|-----|-------|----|----|
| 内部環境監査年間計画書 (2018年度) | | 監査No | 第 21 回 | | | 承認 | 作成 | | | | | |
| | | 発行日 | 2018年4月6日 | | |  |  | | | | | |
| 年月 | 2018年 | | | | | | | | | 2019年 | | |
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 被監査部門 | | | | | | | | | | | | |
| 環境管理責任者 | | | | | | | | | | | | |
| アセット事業部門 (用地開発) | | | | | | | | | | | | |
| アセット事業部門 (営業開発) | | | | | | | | | | | | |
| ストック事業部門 (PM) | | | | | | | | | | | | |
| ストック事業部門 (検査) | | | | | | | | | | | | |
| プロダクト事業部門 (設計) | | | | | | | | | | | | |
| プロダクト事業部門 (建設) | | | | | | | | | | | | |
| 管理部門 | | | | | | | | | | | | |
| 備考 | | | | | | | | | | | | |

2014年4月14日改訂

ISO14001

様式-1(2)

環境マネジメントシステム各部門対応表

| 部門 ISO要求事項 | 経営者 | 環境管理責任者 | アセット事業部門（用地開発） | | アセット事業部門（営業開発） | | ストック事業部門（賃貸管理） | | ストック事業部門（検査） | | プロダクト事業部門（設計） | | プロダクト事業部門（建設） | | 管理部門 | |
|--------------------------|-----|---------|----------------|---|----------------|---|----------------|---|--------------|---|---------------|---|---------------|---|------|---|
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4.1 組織及びその状況の理解 | ● | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解 | ● | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 4.3 環境マネジメントシステムの適用範囲の決定 | ○ | ● | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 4.4 環境マネジメントシステム | ● | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 5.1 リーダーシップ及びコミットメント | ● | ● | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 5.2 環境方針 | ● | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 5.3 組織の役割、責任及び権限 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 6.1.1 リスク及び機会への取組み、一般 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 6.1.2 環境側面 | ○ | ● | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 6.1.3 順守義務 | ○ | ○ | ● | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 6.1.4 取組みの計画策定 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 6.2.1 環境目標 | ● | ● | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 6.2.2 環境目標を達成するための計画策定 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 7.1 資源 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 7.2 力量 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ● |
| 7.3 認識（教育訓練） | ○ | ● | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ● |
| 7.4.1 コミュニケーション、一般 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 7.4.2 内部コミュニケーション | ○ | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 7.4.3 外部コミュニケーション | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 7.5.1 文書化した情報、一般 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 7.5.2 作成及び更新（訂正） | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 7.5.3 文書化した情報の管理 | ○ | ● | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 8.1 運用の計画及び管理 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 8.2 緊急事態への対応 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 9.1.1 監視、測定、分析及び評価 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 9.1.2 遵守評価 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 9.2.1 内部監査、一般 | ○ | ● | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 9.2.2 内部監査プログラム | ● | ● | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 9.3 マネジメントレビュー | ● | ● | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 10.1 改善、一般 | ○ | ○ | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 10.2 不適合及び是正処置 | ○ | ○ | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 10.3 継続的改善 | ○ | ○ | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |

●：主管部門

○：関連部門

2017年4月1日改訂

ISO14001

様式-2

内部環境監査実施計画書

発行日 2018年9月21日

監査対象部門

- 代表取締役
 環境管理責任者
 管理部門
 営業開発課
 設計課
 建設課
 検査課
 PM推進課
 用地開発課



1. 監査対象

| | | | |
|------|-------------------|-----------|--------|
| 監査日 | 2018年10月18日 ~ 19日 | 監査No | 第 21 回 |
| 対象部門 | 上記配布先の■部門 | 主任内部環境監査員 | 金丸 直高 |
| 規格 | ISO14001/2015 | 内部環境監査員 | 吉田 智 |

2. 監査目的

| | |
|----------------|---|
| 監査目的 | 環境マネジメントシステムのISO14001の要求事項との適合性及び、有効性の検証改善を目的として内部環境監査を実施します。 |
| 監査方針 | <p>ISO規格要求事項2015年版へ改定後2回目の内部監査になるので、環境マニュアルが新規規格に則って活用されているか再確認をし、環境方針及び環境マネジメントプログラムを中心に、各要求事項が現状のマニュアルに適合し法的要求事項を満足しているかを検証いたします。また、各部門の課員一人ひとりが、改定後のマニュアルを実務としてどのように捉えて取り組んでいるかを監査致します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 前回監査指摘事項確認 ■ 組織、商品、サービス等、変化の有無 ■ 苦情の受理、是正処置に関する審査 ■ 環境側面変更に伴う影響評価の審査 ■ 遵法に関する審査 ■ 自主向上事項に関する審査 ■ EMSコアエレメントに関する審査 ■ 現場の審査 ■ 環境保全施設の管理状況、パフォーマンスの審査 |
| 環境マネジメントシステム文書 | 環境マニュアル(2018年6月1日改訂 / HD-M-45) 内部環境監査規定(2015年4月1日改訂 / HD-10-08) |

3. 監査計画

| | | | |
|---------|------------|-----|------------|
| 監査準備打合せ | 2018年7月24日 | 出席者 | 金丸 直高 吉田 智 |
|---------|------------|-----|------------|

| 監査計画 | 9:00 | 10:00 | 11:00 | 12:00 | 13:00 | 14:00 | 15:00 | 16:00 | 17:00 | 18:00 |
|--------------|------|---------|----------|-------|-------|-------|---------|-------|-------|-------|
| オープニングミーティング | | | | | | | | | | |
| 10月18日(木) | | 環境管理責任者 | 管理 | 設計 | | 営業 | PM | 用地 | 検査 | |
| 10月19日(金) | | 移動 | 早宮2丁目・建設 | 移動 | ゴミ | | 指摘事項まとめ | | | |
| 環境管理責任者事前打合せ | | | | | | | | | | |
| クロージングミーティング | | | | | | | | | | |

| |
|----|
| 備考 |
|----|

2016年9月16日改訂

ISO14001

内部環境監査実施計画書

2018年9月21日

- ・ 1日目の部門監査には、推進メンバーの他、実際に業務に従事している課員も出席するようお願いします。
- ・ ミーティング及び監査の開始5分前には、実施場所へ集合してください。
- ・ 事務所監査には、できる限り下記表の課員の方が出席できるよう、仕事の調整をお願いいたします。
- ・ 現場監査においては、担当の監督が出席するようにお願いします。
- ・ 監査に出席する際には、マニュアル、関連する規定手順書、記録類を持参して下さい。
- ・ 部門、現場等全ての監査について記録をする、書記者提供の協力をお願いします。

監査実施場所一覧表

| | 打合せ / 被監査部門 | 実施時間 | 場 所 | 備考 |
|--------|---------------|---------------|-----------|-------|
| 10月18日 | オープニング・ミーティング | 9:15 ~ 9:30 | 本社2階会議室 | |
| | 環境管理責任者 | 9:30 ~ 10:15 | | 町田 |
| | 管理部門 | 10:30 ~ 11:15 | | 町田、横尾 |
| | 設計課 | 11:30 ~ 12:15 | | 柄澤、太田 |
| | 営業課 | 13:30 ~ 14:15 | | 有田、加藤 |
| | PM推進課 | 14:30 ~ 15:00 | | 熊谷、羽染 |
| | 用地開発課 | 15:00 ~ 15:30 | | 松浦、佐藤 |
| | 検査課 | 15:30 ~ 16:00 | | 小野 |
| | | | | |
| 10月19日 | 現場監査 | 10:15 ~ 11:45 | 早宮2丁目丁目現場 | 大野 |
| | 建設課 | | | |
| | ゴミ保管状況 | 12:30 ~ 13:00 | 各階廃棄物保管場所 | 横尾 |
| | 指摘事項まとめ | 13:30 ~ 16:00 | 本社2階会議室 | |
| | 環境管理責任者事前打合 | 16:30 ~ 17:00 | | |
| | クロージング・ミーティング | 17:00 ~ 17:30 | | |
| | | | | |

2016年9月16日改訂

ISO14001

様式-5 1/3

内部環境監査報告書

提出先 :代表取締役
写 し :環境管理責任者

作成



[報告日] 2019年1月31日

| | | | | |
|---------------|--------|------|--------------------------|---|
| 監査No | 第 21 回 | 監査日 | 2018年11月1日(木) ~ 11月2日(金) | |
| 主任 内部環境監査員 | 金丸 直高 | 対象部門 | 26日 | 環境管理責任者・管理・設計・営業開発・検査 事務所 (PM推進・用地開発・検査) |
| 内部環境監査員 | 吉田 智 | | 27日 | 建設・現場(練馬区早宮2丁目) ゴミ保管状況 |

[監査結果集計一覧表]

| 被監査部門 | 評 価 | | | | | 改善 提案 | Good ポイント | 合計 | 備 考 |
|--------------|-----|----|-------|----|---|----------|--------------|--------------------------------|-----|
| | 適 合 | | 不 適 合 | | | | | | |
| | 適合 | 観察 | 軽微 | 重大 | | | | | |
| 環境管理責任者 | 3 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 5 | | |
| 管理部門 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 | 5 | | |
| 設計課 | 4 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 6 | | |
| 営業開発課 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 5 | Goodポイントのうち一つは提案とい う評価のものです | |
| PM推進課(事務所監査) | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 4 | | |
| 用地開発課(事務所監査) | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 4 | | |
| 検査課(事務所監査) | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 建設課 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | | |
| 現場(早宮2丁目) | 5 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | | |
| 廃棄物保管状況 | 3 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 4 | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 合 計 | 35 | 4 | 0 | 0 | 3 | 7 | 49 | チェックリスト項目合計 49 | |

2010年10月1日改訂

ISO14001

様式-5 2/3

内部環境監査報告書

提出先 : 代表取締役
写し : 環境管理責任者

〔報告日〕 2019年1月31日

| | | | |
|---------------|--------|------|--|
| 監査No | 第 21 回 | 監査日 | 2018年11月1日(木) ~ 11月2日(金) |
| 主任 内部環境監査員 | 金丸 直高 | 対象部門 | 1日 環境管理責任者・管理・設計・営業 事務所 (PM推進・用地・検査) |
| 内部環境監査員 | 吉田 智 | | 2日 建設・現場(練馬区早宮2丁目) ゴミ保管状況 |

総括所見

2018年11月1,2日の2日間で行った内部環境監査の結果についてご報告いたします。今回は、ISO規格要求事項2015年版へ改定後2回目の内部監査になるので、環境マニュアルが新規格に則って活用されているか再確認をし、環境方針及び環境マネジメントプログラムを中心に、各要求事項が現状のマニュアルに適合し法的要求事項を満足しているかを検証いたしました。また、各部門の課員一人ひとりが、改定後のマニュアルを実務としてどのように捉えて取り組んでいるかを監査致しました。監査チームとしては、昨年同様に監査員が2人しかおらず、1チーム体制で行いました。今後2人では十分な監査を実施する事が困難なのが実情なので、環境推進メンバーと同じく各部門からメンバーを選出し、監査員の増員を要望していくようにいたします。

【前回監査指摘事項の是正確認】

前回監査では、設計にて1件の軽微な不適合を指摘、観察事項で環境管理責任者、管理、設計にて3件を指摘しました。また改善提案については、5件の提案を行いました。業務上良い行動をとっている事を評価するGoodポイントでは管理部門を始めとし4件を評価しました。軽微な不適合として指摘をしている、力量の測定基準の作成と運用については、現時点では検討中であり今期中の運用開始を待つ状況になっています。今後の状況については、次回の監査にて確認を行います。

【組織、商品、サービス等、変化の有無】

組織については、今年度の6月に代表取締役が変わると言う大きな組織変更がありました。各部門の実施業務に対する大きな変更は無く、実施作業に影響が出る事はありませんでした。

【苦情の受理、是正処置に関する審査】

今回監査を実施した早宮2丁目8棟現場においては、近隣からのクレームは無いとの事でした。クレームが発生した場合は、チャーターの「クレーム情報・お客様アンケート情報共有」に投稿する事を確認出来ました。

【環境側面変更に伴う影響評価の審査】

設計を行う際にSE構法の採用やエコ商品の採用などを意識しながら行い、環境に配慮した計画を行っているとの事でした。また、営業部門では注文住宅のお客様との打合せ時に、エコ商品の説明を行い優先的に選択してもらえるようにしているとの事でした。営業課内でもエコ商品の提案などを行っており、ある社員からはエコタイプのシャワーヘッドの採用について提案があったそうです。業務においても極力車ではなく、電動自転車や電車を利用するように呼びかけも行っているとの事でした。

【遵法に関する審査】

設計業務における自主基準を確認しましたが、各物件の検討事項においてプロジェクトメンバーと会議を行い、想定顧客に対するプラン基準を決めてからボリューム検討に入る事を確認しました。途中の段階においてはプランレビュー、仕様検証を行い建設現場担当へと引継ぎを行う流れになります。また、管理部においては、小型家電リサイクル法に対して、出張所に持ち込んで処理する事も確認しました。

【自主向上事項に関する審査】 ※環境目的・目標、実施計画等の進捗状況

本社における省エネ・省資源活動の具体的施策として、「社内における電気の省エネ」に対して、7月末に事務所の蛍光灯照明をLED照明に入れ替えを完了しているとの事と、目標値についても、LEDに合わせた修正は済んでいました。エコドライブについては、毎日推進するメッセージを全社員に発信し促しを行っていました。営業課については、注文住宅の受注において、設計の段階からエコ商品を盛り込んでもらっていますが、商談の段階でもエコ商品の提案を行っているとの事です。早宮2丁目D号棟天野様邸、早宮2丁目C号棟建売りについては、エコカラットを採用していました。営業課ではエコ商品の推進活動に対して、課内で情報を共有し推進に努めているとの事でした。

【現場審査】

今回の早宮2丁目現場は、全部で8棟の多棟現場であり、その中でも第1期販売では土地販売からの注文受注が2棟、建売1棟、現在土地販売中が1件となっています。第2期販売の4棟現場は全ての棟が売り建て物件として今後着工予定となっています。今回は1期C号棟を監査しました。大きな指摘はありませんでしたが、以前は掲示していた環境方針の掲示がされていませんでした。また、緊急連絡先の掲示も確認出来なかったため、今後掲示を行うよう注意喚起いたしました。

【事務所審査】

今回の事務所監査では、PM、用地開発、検査課を対象に、環境方針・環境目標、環境教育・力量などについてヒアリングを行いました。各部門とも環境に対する前向きな意見が多く聞かれ、指摘は無くGoodポイントが2つ上がる事が出来ました。用地開発では目的地に応じて車両ではなく電車を積極的に利用し、同じ方向に向かう時は同乗する等の工夫をし、車を極力使用しないようにしているとの事でした。

【環境保全施設の管理状況、パフォーマンスの審査】

ゴミの集積場に関して1階駐車場脇と奥にある段ボールなど保管場所及び2階、3階の給湯室とコピー室にあるゴミ保管状況と分別状況を確認しましたが、サンプルが文書ゴミに捨てられていたため、産廃として処理するよう指導しています。

今回は2015年度版への改定後2回目の内部監査になるので、新規格とマニュアルの整合性と実際に業務に活用されているかを確認するとともに、環境方針と各部門の環境目的・目標に対して、規格の要求事項がマニュアルと適合し法的要求事項を満足しているかを確認しました。今回も部門監査と事務所監査において全部門に監査を実施しました。監査結果として、不適合については指摘が無く、観察事項が6件、改善提案事項が3件でしたが、良かった点として評価するGoodポイントが6件と前回の4件より多く評価されました。

今回の監査総合評価としては、営業のエコ商品に対する取り組みなど、前回より環境に対する具体的な行動が進んでいる事が確認できるなど、前向きな行動と姿勢が見て取れたため、やや向上していると判断致します。


2019年10月1日改訂

ISO14001

様式-5 3/3

〔監査結果〕

| 評価 | 内部監査結果(是正要求事項) | 不適合事項記録№ ISO規格 |
|------|--|------------------------------------|
| 観察 | P44 「9.3マネジメントレビュー」にて、毎年3月の環境委員会でのマネジメントレビュー対象(2)の③に「著しい環境側面」とありますが、「環境影響評価登録・管理規定」のP2 項番6の(2)によると、著しい環境側面について記載した『環境側面登録表』が役員会承認となっており、著しい環境側面と、それを記載する表とで、承認が2重に必要となっています。 | 9.3 マネジメントレビュー 環境影響評価登録・管理規定 |
| 観察 | 業務効率化・経費削減・省エネ・働き方改革など、改善に繋がる研修・セミナーに参加した場合は、環境改善活動の一環として、教育記録を残すようにしてください。 | 7.2 力量 |
| 観察 | P19 環境側面登録表の実施事項のうちの「SE構法の採用」にかかる取り組み計画として運用管理とあり、管理方法としてチェックリストがあるとの事でしたが、活用が徹底しておらず、ミスがまだ発生してしまっているとのこと。もっと活用し、ミスの削減に努めてください。 | 6.1.2 環境側面 |
| 観察 | P13 環境方針の項目5にて、「協業者に周知徹底し」とあります。またP38 緊急事態への対応の(1)にて、「手順を確立し、実施し、維持する」とあります。これらは、以前は環境方針と、緊急事態の対応図をそれぞれ現場に掲示することで行っていましたが、掲示物リニューアルの際、これら掲示が消失してしまっておりました。 | 5.2 環境方針 8.2 緊急事態への対応 |
| 改善提案 | P39 監視、測定、分析及び評価の項の(2)にて、「記録の保管は、7.5.3「表6」の「環境管理記録一覧表」に従う」とありましたが、P36にある「環境管理記録一覧表」の表番号は「表7」となっており、表記にずれがありました。 | 9.1 監視、測定、分析及び評価 |
| 改善提案 | P37 設計業務プロセス理解のためのフロー図とチャートがあるとの事でしたが、福田さんがこれを知っているかどうかについては不明との事でした。部署移動があった場合は、必ずこれらを確認させるようにしてください。 | 8.1 運用の計画及び管理 |
| 改善提案 | 1階駐車場の処分する古紙を置く場所にて、サンプル帳が出されておりました。サンプル帳は古紙ではなく、サンプルの材質によって可燃ごみか産業廃棄物となるので正しく処理して下さい。部署移動があった際にも、正しい処理方法を共有してください。 | 6.1.3 順守義務 |
| Good | 環境方針に基づいた活動として、管理部では紙の削減のために、新たにWebによる小口精算やWeb給与明細を導入し、これらをペーパーレス化しました。 | 5.2 環境方針 |
| Good | P19 環境側面登録表に記載されているものの他に新たな環境側面として、長時間労働があるとの提案がありました。これに加えて、これを削減する方法として、全社で定時退社する日を決めるというのはいかがでしょうか、と提案がありました。 | 6.1.2 環境側面 |
| Good | P19 環境側面登録表の「エコ商品等、環境に有効な商品の追加導入率向上」において、商品と価格リストを作りお客様に提案していますが、このリストに留まらず環境商品を増やしていく事を考え、シャワーヘッドの追加を検討中とのことでした。 | 6.1.2 環境側面 |
| Good | P27 営業としての力量を測るものとして、営業の各業務工程ごとに項目を作りチェックシート化した、「営業開発課 力量チェックリスト」を作成しておりました。シンプルで分かりやすく使えるようにしているとのこと。今後の活用に期待します。 | 7.2 力量 |
| Good | 貨物物件の清掃の時に、消臭剤などを移動中に購入していましたが、掃除内容は常時大きく変わらないため、準備する物品はどの現場も共通であるので、事前にたのめーる等でまとめ買いをしておくことで、掃除用品の単価を下げ、また移動中に購入のために立ち寄る無駄を無くします、との新しい案が出されました。 | 6.2.1 環境目標 |
| Good | 今期目標の一つである、燃費向上・車両コスト削減のため、目的地に応じて車両ではなく電車を積極的に利用したり、同じ方向に向かう場合は、1台の車両に途中まで乗せてもらうなどして、車を極力使わない動き方を実践しているとのことでした。 | 6.2.1 環境目標 |
| 提案 | P8 表2 利害関係者のニーズ及び期待において、利害関係者としては「社会」に属するものとして、「近隣」があります。「近隣対策」は重要度・頻度が高いので、ニーズ及び期待に明記してはいかがでしょうか、と提案がありました。 | 4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解 |

| 代表取締役コメント | 確認 |
|---|---|
| ISO活動を通じて環境貢献への意識が高まると共に、日々の業務への落とし込みによる会社全体の経費削減や業務効率のアップに具体的に繋がってきており、それらが見える形で効果が表れていると思います。 特に、紙ベースでの給与明細書出力や小口精算処理がWEB化されたことにより、環境への貢献のみならず、業務効率も向上させています。また、労働時間の時短を勧めることにより、光熱費の削減以外にも労働時間の効率化が図られていると感じます。 今後も、ISO活動を通じて地球と社会への貢献を図ると共に会社の繁栄に寄与していただきたいと思っています。 | <div style="text-align: center;">  </div> <p>・フォローアップ確認</p> <p><input type="checkbox"/> 必要</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 不要</p> |

2010年10月1日改訂

内部環境監査観察事項記録

1/1

監査 No: 第 21 回
 監査日: 2018年11月1日(木)
 規格: ISO14001(2015)
 主任監査員: 金丸 直高
 監査員: 吉田 智

被監査部門: 環境管理責任者
 被監査部門出席者: 町田 守靖
 出席者

被監査部門長確認
 主任内部監査員確認

| No | 具体的事実(証拠)等 | ISO14001規格 | 評価 | 是正処置等の内容 | 是正処置結果の確認 | |
|----|---|--|----|---|-----------|------|
| | | | | | 確認者 | 確認日 |
| 1 | P39 監視、測定、分析及び評価の項(2)にて、「記録の保管は、7.5.3「表6」の「環境管理記録一覧表」に従う」とありますが、P36にある「環境管理記録一覧表」の表番号は「表7」となっており、表記にずれがありました。 | 9.1 監視、測定、 分析及び評 価 | 改善 | 11/10環境管理マニュアルP39「表6」の表記を「表7」に修正いたしました。次回マニュアル改訂のタイミングに併せて改訂いたします。 | 金丸 | 1/21 |
| 2 | P44 「9.3マネジメントレビュー」にて、毎年3月の環境委員会でのマネジメントレビュー対象(2)の③に「著しい環境側面」とありますが、「環境影響評価登録・管理規定」のP2 項番6(2)によると、著しい環境側面について記載した「環境側面登録表」が役員会承認となっており、著しい環境側面と、それを記載する表とで、承認が2重に必要となっています。 | 9.3 マネジメントレ ビュー 環境影響評 価登録・管理 規定 | 観察 | 環境側面登録表は、「外部及び内部の課題」、「利害関係者のニーズ及び期待」と共に、毎年3月に開催する環境委員会のマネジメントレビューにて承認を得ることに統一いたします。「環境影響評価登録・管理規定」P2 6.(2)「役員会の承認を得る」という表記を、「マネジメントレビューにて承認を得る」に修正し、11/15付にて改訂を行いました。 | 金丸 | 1/21 |
| 3 | | | | | | |

| | | | |
|-------------------------|----------|-----|-----|
| 大興ネクスタ 環境影響評価登録・管理規定 | HD-01-12 | ページ | 2/3 |
|-------------------------|----------|-----|-----|

(2) 評価において考慮する事項

① 環境影響の結果の重大性

環境影響の質 遵法や影響の規模、持続性等を考慮し評価する。

② 環境影響の発生の可能性

環境影響が発生する可能性の大小については、それぞれの環境側面について発生の確率を考慮し、常時発生するものと常時発生しないものとして考慮して評価する。

③ 環境側面の発生量（貯蔵量）

個々の環境側面の発生量（貯蔵量）を把握する為に、調査シートを作成する。

(3) 環境影響領域

- ① 人の健康
- ② 騒音・悪臭・景観等
- ③ 地盤沈下
- ④ 地下水・土壌汚染
- ⑤ 大気汚染
- ⑥ 水質汚染
- ⑦ 廃棄物処理能力
- ⑧ 地球温暖化
- ⑨ 他の地球環境問題（森林資源・有害物）
- ⑩ 化石燃料等資源枯渇






6. 環境側面の登録（著しい環境側面）

- (1) 環境管理責任者は、環境影響の結果の重大性が高・環境影響の発生の可能性が大と評価されたもの及び、必要と判断したものを環境側面に登録する。
- (2) 環境管理責任者は、『環境側面登録表』を作成し、**マネジメントレビューにて承認を得る。**








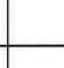
7. 本規定の制定日及び実施日









| | |
|---------------------|-----------------------|
| 制定日：2001年1月25日 | 改訂日：2015年04月01日（第10版） |
| 実施日：2001年2月1日 | 改訂日：2018年08月01日（第11版） |
| 改訂日：2011年1月15日（第7版） | 改訂日：2018年11月15日（第12版） |
| 改定日：2013年1月7日（第8版） | |
| 改定日：2013年6月3日（第9版） | |





内部環境監査観察事項記録

| | | | | | | 1/1 | |
|--|---|---|------|---|---|------|---|
| 監査 No: 第 21 回 監査日: 2018年11月1日(木) 規格: ISO14001(2015) 主任監査員: 金丸 直高 監査員: 吉田 智 | | 被監査部門: 管理部門 被監査部門出席者: 町田 守靖・横尾 由紀 出席者 | | 被監査部門長確認  主任内部監査員確認  | | | |
| No. | 具体的事実(証拠)等 | ISO14001規格 | 評価 | 是正処置等の内容 | 是正処置結果の確認 確認者 | 確認日 | 根拠 |
| 1 | 環境方針に基づいた活動として、管理部では紙の削減のために、新たにWebによる小口精算やWeb給与明細を導入し、これらをペーパーレス化しました。 | 5.2 環境方針 | good | |  | 1/21 | <input type="checkbox"/> 提出書類 <input type="checkbox"/> その他 |
| 2 | P19 環境側面登録表に記載されているもの他に新たな環境側面として、長時間労働があるとの提案がありました。これに加えて、これを削減する方法として、会社で定時退社する日を決めるというのはいかがでしょうか、と提案がありました。 | 6.1.2 環境側面 | good | |  | 1/21 | <input type="checkbox"/> 提出書類 <input type="checkbox"/> その他 |
| 3 | 業務効率化、経費削減・省エネ・働き方改革など、改善に繋がる研修・セミナーに参加した場合は、環境改善活動の一環として、教育記録を残すようにしてください。 | 7.2 力量 | 観察 | 来期より、参加した全てのセミナー等の教育記録を残します。またその記録をチャーターにて公開いたします。 |  | 1/21 | <input type="checkbox"/> 提出書類 <input type="checkbox"/> その他 |

内部環境監査観察事項記録

| | | | | | 1/1 |
|-----------------------|---|------------------|----|--|--|
| 被監査部門: プロダクト事業部 設計課 | | | | |  |
| 被監査部門出席者: 柄澤 晃彦・太田 博子 | | | | | 被監査部門長確認 |
| 出席者 | | | | |  |
| 主任監査員: 金丸 直高 | | | | | 主任内部監査員確認 |
| 監査員: 吉田 智 | | | | | |
| No. | 具体的事実(証拠)等 | ISO14001規格 | 評価 | 是正処置等の内容 | 是正処置結果の確認 確認者 確認日 根拠 |
| 1 | P19 環境側面登録表の実施事項のうちの「SE構法の採用」にかかる取り組み計画として運用管理とあり、管理方法としてチェックリストがあるとの事でしたが、活用が徹底しておらず、ミスがまだ発生してしまっているとのことです。もっと活用し、ミスの削減に努めてください。 | 6.1.2 環境側面 | 観察 | 現状のチェックリストは在来工法の子エックリストなので、SE構法用のチェックリストを作成いたします。また、物件ごとに必ずチェックリストを使って確認を行い、チェックリストを上長に提出し、きちんと活用されているか確認を行います。何度もチェックリストを活用することでチェックすべきポイント等を習慣化させます。 |  1/21  |
| 2 | P37 設計業務プロセス理解のためのフロー図とチャートがあるかどうかについては不明との事でした。部署移動があった場合は、必ずこれらを確認させるようにしてください。 | 8.1 運用の計画及び管理 | 改善 | 新入社員、中途採用者、部署移動により、新メンバーが加入した時用の教育資料、フロー図等を、メンバー上で分かりやすく保管しておき、いつでも閲覧できるようにいたします。また、新メンバーには、フロー図に則った受け入れ教育を実施いたします。 |  1/21  |
| | | | | |  1/21  |

| 内部環境監査観察事項記録 | | 1/1 | | | | | |
|---|--|----------------------|------|---------------------------|--|------|---|
| <p>監査 No: 第 21 回</p> <p>監査日: 2018年11月1日(木)</p> <p>規格: ISO14001(2015)</p> <p>主任監査員: 金丸 直高</p> <p>監査員: 吉田 智</p> | | | | | | | |
| <p>被監査部門: アセット事業部 営業開発課</p> <p>被監査部門出席者: 有田 哲章・加藤 峻浩</p> <p>出席者</p> | | | | | | | |
|  | | | | | | | |
|  | | | | | | | |
| <p>被監査部門長確認</p> <p>主任内部監査員確認</p> | | | | | | | |
| No. | 具体的事実(証拠)等 | ISO14001規格 | 評価 | 是正処置等の内容 | 是正処置結果の確認 | | |
| | | | | | 確認者 | 確認日 | |
| | P19 環境側面登録表の「エコ商品等、環境に有効な商品の追加導入率向上」において、商品と価格リストを作ってお客様に提案していますが、このリストに留まらず環境商品を増やしていく事を考え、シャワーヘッドの追加を検討中とのことでした。 | 6.1.2 環境側面 | good | |   | 1/21 | <input type="checkbox"/> 提出書類 <input type="checkbox"/> その他 |
| | P27 営業としての力量を測るものとして、営業の各業務工程ごとに項目を作りチェックシート化した。『営業開発課 力量チェックリスト』を作成しておりました。シンプルで分かりやすく使えるようにしているとのこと。今後の活用に期待します。 | 7.2 力量 | good | |   | 1/21 | <input type="checkbox"/> 提出書類 <input type="checkbox"/> その他 |
| | P8 表2 利害関係者のニーズ及び期待において、利害関係者としては「社会」に属するものとして、「近隣」があります。「近隣対策」は重要度・頻度が高いので、ニーズ及び期待に明記してはいいかかでしょうか、と提案がありました。 | 4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解 | 提案 | 次回の「利害関係者」を特定する際に検討いたします。 |   | 1/21 | <input type="checkbox"/> 提出書類 <input type="checkbox"/> その他 |

| 内部環境監査観察事項記録 | | | | | | |
|--|--|---------------|------|----------|--|---|
| | | | | | 1/1 | |
| <p>監査 No : 第 21 回</p> <p>監査日 : 2018年11月1日(木)</p> <p>規格 : ISO14001(2015)</p> <p>主任監査員 : 金丸 直高</p> <p>監査員 : 吉田 智</p> | | | | | | |
| <p>被監査部門 : ストック事業部 PM推進課</p> <p>被監査部門出席者 : 熊谷 和夫・羽染 諒一</p> <p>出席者</p> | | | | | | |
| <p>被監査部門長確認 </p> <p>主任内部監査員確認 </p> | | | | | | |
| No | 具体的事実(証拠)等 | ISO14001規格 | 評価 | 是正処置等の内容 | 是正処置結果の確認 | |
| | | | | | 確認者 | 確認日 |
| 1 | <p>賃貸物件の清掃の時に、消臭剤などを移動中に購入していましたが、掃除内容は常時大きく変わらないうえ、準備する物品はどの現場も共通であるので、事前にたのめーる等でまとめ買いをしておくことで、掃除用品の準備を下げ、また移動中に購入のために立ち寄る無駄を無くします、との新しい案が出されました。</p> | 6.2.1 環境目標 | good | |   | 1 / 2 |
| | | | | | | <input type="checkbox"/> 提出書類 <input type="checkbox"/> その他 |
| | | | | | | <input type="checkbox"/> 提出書類 <input type="checkbox"/> その他 |
| | | | | | | <input type="checkbox"/> 提出書類 <input type="checkbox"/> その他 |

| 内部環境監査観察事項記録 | | | | | | 1/1 |
|---|---|---|------|-------------------------------|------------------|---|
| 監査 No : 第 21 回 監査日 : 2018年11月1日(木) 規格 : ISO14001(2015) 主任監査員 : 金丸 直高 監査員 : 吉田 智 | | 被監査部門 : アセット事業部 用地開発課 被監査部門出席者 : 松浦 真人・佐藤 淳 出席者 : _____ | | 被監査部門長確認 主任内部監査員確認 | | |
| No. | 具体的事実(証拠)等 | ISO14001規格 | 評価 | 是正処置等の内容 | 是正処置結果の確認 確認者 | 根拠 |
| | 今期目標の一つである、燃費向上・車両コスト削減のため、目的地に応じて車両ではなく電車を積極的に利用したり、同じ方向に向かう場合は、1台の車両に途中まで乗せてもらうなどとして、車を極力使わない動き方を実践しているとのことでした。 | 6.2.1 環境目標 | good | | | <input type="checkbox"/> 提出書類 <input type="checkbox"/> その他 |
| | | | | | / | <input type="checkbox"/> 提出書類 <input type="checkbox"/> その他 |
| | | | | | / | <input type="checkbox"/> 提出書類 <input type="checkbox"/> その他 |

内部環境監査観察事項記録

1/1





監査 No: 第 21 回
 被 監 査 部 門: 練馬区早宮2丁目現場
 監 査 日: 2018年11月2日(金)
 被 監 査 部 門 出 席 者 大 野 健 一 郎
 規 格: ISO14001(2015)
 出 席 者
 主任監査員: 金丸 直高
 監 査 員: 吉田 智

被 監 査 部 門 長 確 認
 主任内部監査員確認



| No | 具体的事実(証拠)等 | ISO14001規格 | 評価 | 是正処置等の内容 | 是正処置結果の確認 | | 根拠 |
|----|---|--------------------------|----|--|-----------|--------|---|
| | | | | | 確認者 | 確認日 | |
| 1 | P13 環境方針の項目5にて、「協力業者に周知徹底し」とあります。またP38 緊急事態への対応の(1)にて、「手順を確立し、実施し、維持する」とあります。これらは、以前は環境方針と、緊急事態の対応図をそれぞれ現場に掲示することで、行っていたが、掲示物リニューアルの際、これら掲示が消失してしまいました。 | 5.2 環境方針 8.2 緊急事態への対応 | 観察 | 11/10現場掲示用の「環境方針」「緊急時連絡表」を作成しました。今月中に早宮2丁目現場に掲示していただきます。(仮設トイレの場所を変更する予定なので、変更後に設置を行います。)今後は、現場への掲示を徹底し、協力業者への周知に努めます。 | 金丸 | 1 / 21 | <input type="checkbox"/> 提出書類 <input type="checkbox"/> その他 |
| 2 | | | | | | / | <input type="checkbox"/> 提出書類 <input type="checkbox"/> その他 |
| 3 | | | | | | / | <input type="checkbox"/> 提出書類 <input type="checkbox"/> その他 |

内部環境監査観察事項記録

| | | | | | 1/1 | |
|--|--|---------------|----|---|--|------------|
| 監査 No: 第 21 回 監査日: 2018年11月2日(金) 規格: ISO14001(2015) 主任監査員: 金丸 直高 監査員: 吉田 智 | | | | | 被監査部門: 廃棄物保管状況 被監査部門出席者: 杉本 佳子 出席者: _____ 主任内部監査員確認: _____ | |
| | | | | |  被監査部門長確認 | |
| | | | | |  主任内部監査員確認 | |
| No. | 具体的事実(証拠)等 | ISO14001規格 | 評価 | 是正処置等の内容 | 是正処置結果の確認 | |
| | | | | | 確認者 | 確認日 |
| 1 | 1階駐車場奥の処分する古紙を置く場所にて、サンプル帳が出されておりました。サンプル帳は古紙ではなく、サンプルの材質によって可燃ごみか産業廃棄物となるので正しく処理をして下さい。部署移動がなかった際にも、正しい処理方法を共有してください。 | 6.1.3 順守義務 | 改善 | サンプル帳を取り扱う設計課員に対し、産業廃棄物として処分するよう改めて説明を行いました。また、部署移動で新しい人が来たら、サンプル帳の取り扱いについて説明し、正しい処理方法を共有するよう依頼しています。 |   | 1 / 2 / |
| | | | | | <input type="checkbox"/> 提出書類 <input type="checkbox"/> その他 | |
| | | | | | <input type="checkbox"/> 提出書類 <input type="checkbox"/> その他 | |
| | | | | | <input type="checkbox"/> 提出書類 <input type="checkbox"/> その他 | |

【オープニング・部門監査】 2018.11.01



オープニングミーティング



環境管理責任者



管理部門



設計課



分譲営業課



PM 推進課



PM 推進課



検査課

【現場監査（練馬区早宮 2 丁目）】 2018.11.02



現場監査



現場監査



現場監査



現場監査



ゴミ置場



現場監査

【ゴミ保管状況・責任者事前打合わせ・クロージング】 2018.11.02



3階ゴミ保管場所



2階ゴミ保管場所



1階ゴミ一時保管場所



地下ゴミ保管場所



駐車場ゴミ保管所



駐車場ゴミ保管所



クロージングミーティング



クロージングミーティング

記録類の評価

外部・内部環境情報

報告者 用地開発課 佐藤 淳

外部・内部環境情報の発生状況は下記の通りです。

| | 報告者 | 件数 | 内容 |
|------|------|----|--|
| 外部情報 | 小野課長 | 1 | <p>日時：平成30年4月22日 場所：■■■■■ 相手：所有者様 内容：外部排水管の亀裂。</p> |
| | | | <p>日時：平成30年4月26日 場所：■■■■■ 相手：所有者様 内容：建物北側の防草シート施工（ピン打ち込み時）にガス管に干渉しガス漏れが発生。 対応：即時に東京ガスの担当者に対応を依頼し応急処置及び翌日に是正工事依頼を行いました。 現地に福田さんも向井確認及びお詫びし、翌日、本修理の工事を行い土戻しを行いました。 再発防止：防草シート張り工事を行う際に注意をする。</p> |
| 外部情報 | 川本常務 | 2 | <p>日時：平成30年4月26日 場所：■■■■■ 相手：所有者様 内容：建物北側の防草シート施工（ピン打ち込み時）にガス管に干渉しガス漏れが発生。 対応：即時に東京ガスの担当者に対応を依頼し応急処置及び翌日に是正工事依頼を行いました。 現地に福田さんも向井確認及びお詫びし、翌日、本修理の工事を行い土戻しを行いました。 再発防止：防草シート張り工事を行う際に注意をする。</p> |
| 外部情報 | 小野課長 | 3 | <p>日時：平成30年5月2日 場所：■■■■■ 相手：所有者様 内容：アクセントの外装サイディング色劣化。一部のロットのみ、塗装がかすれる劣化。 対応：色の問題のないところもあるので商品不良の可能性が大きいいため、メーカーの■■■■■に促し対応。その後、■■■■■負担で是正工事実施。 再発防止：メーカーの■■■■■負担で是正工事実施。 7月14日部分張替え工事完了</p> |

| | | | |
|------|------|---|--|
| 外部情報 | 川本常務 | 4 | <p>日時：平成30年5月6日</p> <p>場所：■■■■■</p> <p>相手：所有者様</p> <p>内容：ガス開栓を行い浴槽にお湯はりを行ったところエラー表示がでて利用できない状況。</p> <p>対応：小野課長に連絡し対応して頂く。</p> <p>再発防止：販売時前に設備などの動作確認や点検を行う。</p> |
| 外部情報 | 小野課長 | 5 | <p>日時：平成30年5月16日</p> <p>場所：■■■■■</p> <p>相手：所有者様</p> <p>内容：2017年引渡のお客様でリビング東側外壁コンクリート直張りクロスが結露により、カビ、めくれ、浮きが発生。原因は中古マンションでクロスが直張りだった為、そのままリフォームをして貼ってしまったため。</p> <p>対応：小野課長対応。是正工事、7月11日 クロスを剥がして、断熱材付ボードを施工しました。接着確認後、クロス復旧して完了</p> <p>再発防止：古いRC住宅で外壁部に面する壁で2重壁になっていない場合は断熱材付きボード等を施工して結露対策を行うようにします。</p> |
| 外部情報 | 芦田次長 | 6 | <p>日時：平成30年6月3日</p> <p>場所：■■■■■</p> <p>相手：西側隣地</p> <p>受信者：■■■■■</p> <p>経緯：弊社分譲地と西側隣地との間の共有ブロックを解体時に撤去させてもらうことで境界立会いの際に承諾を得る。またブロック新設に関しては、敷地も小さく購入者の意向もある事から、新設に関する約束はせず、塀を積みたい場合は自ら敷地内で各々自由に積むことで合意した。その後、買主が建物を新築し、内積みでブロック+フェンスを新設して、隣地土間タイルとブロックの隙間に砂利を敷いて、現在に至っている。</p> <p>要望内容：①ブロックを新設する約束②隙間を砂利ではなく、モルタル等のコンクリートで処理してもらいたい</p> <p>対応内容：①当時合意した内容を再度説明し、ご理解して頂いている。②砂利については、買主（現所有者）の御厚意で施工してくれていることを説明し、その上で、現所有者にお願いしてみることを伝えましたので、当社から現所有者へモルタルにて施工してもらうようお願い致します。</p> <p>【平成30年6月19日の経過報告】 その後の経過：買主の■■■■■にたいして、隣地要望事項を伝え対応依頼を行いました。結論としては「対応できない」との回答。</p> <p>上記回答を受け、隣地所有者への旨を伝えましたが、依然として要望が強く、再度協議した結果、ご自身で費用負担するので、弊社で砂利をもう少し敷いてもらえないかとの依頼がきており、現在弊社で対応した場合の費用を小野課長に確認中ですが、その費用を確認した上で先方に伝え、ご納得いただければ弊社で対応予定。</p> <p>【平成30年6月20日の経過報告】 砂利敷きにて所有者様が15000円を負担し7月3日10時より小野課長が施工。</p> |

| | | |
|------|-------|---|
| 外部情報 | 小野課長 | <p>日時：平成30年6月19日 場所：三鷹市 相手： 内容：玄関下駄箱の扉のずれ。原因は商品そのものによるもので、 製の下駄箱を使用H2000でフロート（足元を浮かす）設置扉を鏡 仕様としている為、通常より重い作り。の商品はボックスの 作りが脆弱の為、経年劣化による変形が顕著な為重さによりボックス が歪んだことが原因。 対応：経年劣化による歪みという内容と趣旨を説明し納得して頂く。 今後、交換などのケースも発生する可能性があるため大型収納に関し てはボックスの強度も考慮して採用し補強の脚をつける等の施工方法 を採用していく。</p> |
| 外部情報 | 小橋川主任 | <p>日時：平成30年6月19日 場所：大田区池尻 相手：私道所有者様 内容：弊社が業者(現所有者、)におおした土 地にが現在シェアハウスを建築中。 原因は現所有者様が私道所有者様と取り交わした通行掘削承諾書に記 載されている事項を守っていない。 通行に関して守られていないと。建築中に2トントラックの乗り入れ などが無断で行われていたりアスファルトに破損なども見られる と。 対応：実際に守っていたかどうかを含め現状の確認を、現所有者、 へ行っている。</p> |
| 外部情報 | 金丸部長 | <p>クレーム発生の日時：平成30年7月11日 場所： 相手：管理会社である 内容：昨年の暮れから号室の漏水に 関する対応を行い、補修工事を管理組合にて行い、漏水検査費、工事 費の支払いを4月に行った物件ですが、にて同じ個所から再 度の漏水が発生したとの報告が、管理会社である よりあり、管理組合としては、漏水工事に関する費用負担を要 望しています。 対応：管理会社には漏水の状況が分かる写真などのデータを送るよう に依頼し対応。 再発防止内容：今後漏水に関する資料を検証し、管理会社と協議を重 ねてまいります。</p> |

| | | | |
|------|------|----|--|
| 外部情報 | 川本常務 | 10 | <p>クレーム発生の日時：平成30年7月28日</p> <p>場所：██████████</p> <p>相手：東側隣地</p> <p>内容：当社建築中の建物が「近く、高く、迫っていて配慮が無い」のではないかと建物倒壊して崩れ迷惑をかけた場合、保証してくれるのだろうかという電話があった。</p> <p>対応：失礼がないように「当社の建物は法規を守り建築をしている旨」又、「高さに関しても制限内で計画している事」を伝え途中で電話を切られてしまう。</p> <p>再発防止：大野監督に伝え現場管理等に関しての注意と社内で現場に行かれる際は小学校の道路に駐車しないことや駐車位置、エンジンを切るなどの呼びかけた。</p> |
| 外部情報 | 加藤主任 | 11 | <p>クレーム発生の日時：平成30年8月10日</p> <p>場所：██████████</p> <p>相手：入居者様</p> <p>内容：██████████のオートロック門扉が開けっ放しの際に鳴る警報音が昨年30分程なり続けていた為、奥様に閉めに行っていた所有者様からは8月2日にも同様の連絡があり翌3日には業者にて対応を行い報告を差し上げている。</p> <p>要望①とにかくうるさくて迷惑であること②対応しても改善されないため信用できないと③次回鳴った際は責任をとって門機能を撤去するとオーナーに約束させること</p> <p>対応：所有者様には10日中に警告音の謝罪と対応報告を行う。対応についてはご理解いただいておりますが、「次回鳴った場合の門の撤去」「どう責任をとるか」に関しては、どうしてもオーナーへ意向を伝え、約束させてほしいとのことでした。</p> <p>今回の状況についてオーナー様に報告しておりますが、撤去、交換には応じないと回答を頂く。所有者様には11日午前に再度連絡をし撤去の約束は難しいが今後も真摯に対応させて頂くことをお伝えしておりますが、納得いただけず「次の手段に出る」とのことでした。</p> <p>再発防止：①再度入居者への通知や現地に注意の貼紙②防犯カメラでの経緯の確認。③業者による警報センサーを対応させない為の扉ストップパー設置対応(12日取付)④取付までの間の仮ストップパーを10日に設置⑤所有者様への対応。</p> |
| 外部情報 | 小野課長 | 12 | <p>クレーム発生の日時：平成30年9月14日</p> <p>場所：██████████</p> <p>相手：所有者様</p> <p>内容：当社開発擁壁のクラック</p> <p>原因：近隣土留め用で新規設置した重力擁壁が近隣既存擁壁とくっついており（鉄筋は繋がっていない）、縁切りの処置をしていない為、地震等の揺れで、揺れ方が違うため斜めにクラックが発生した。</p> <p>再発防止：今後の改善として擁壁工事を実地する際は、境界の位置を考慮して、一体化する（アンカー筋工事）か縁切り処置（緩衝材を入れる）などの考慮して、開発業者に指示を行う。</p> |

| | | | |
|------|------|----|---|
| 外部情報 | 川本常務 | 13 | <p>クレーム発生の日時：平成30年9月22日</p> <p>場所：■■■■■</p> <p>相手：■■■■■</p> <p>内容：■■■■■を購入したお客様が地鎮祭を行っておりそこでハウスメーカーの■■■■■の担当の方が北側境界ブロック道路面側の部分に関して本地敷地より道路側にはみ出ている部分があり仮に完了検査等の場面で指導を受けた場合対応して頂けるか？という内容。</p> <p>対応：10月中旬に■■■■■が無償で一部をカットし1列分新設予定。</p> |
| 外部情報 | 小野課長 | 14 | <p>クレーム発生の日時：平成30年10月4日</p> <p>場所：■■■■■</p> <p>相手：所有者様</p> <p>内容：台風24号により雨漏りの連絡を頂き無償で工事をしてほしいと受ける。(2004年雨漏り、2006年10月21日雨漏り是正工事完了。)</p> <p>無償でできない旨を伝え小野課長が現地対応。</p> <p>対応：非常に■■■■■な方なので金丸部長と協議をし弊社としては引渡から15年経過していることもあり対応できないとお断りをする。今後の対策としては■■■■■ですので弊社として対応できる部分とできない部分をしっかり伝え、何かあった際は小野課長窓口で対応。</p> |
| 外部情報 | 小野課長 | 15 | <p>クレーム発生の日時：平成30年10月20日</p> <p>場所：■■■■■</p> <p>相手：所有者様</p> <p>内容：玄関ポーチの剥がれにより補修してほしいと連絡を受け、業者手配、金額等が決まっていないのですがすぐには対応できないと伝え、その後、業者に金額を出して頂き■■■■■へ見積もりを投函。金額が高いのとはすぐに対応できないのかとお怒りの連絡を受ける。川本常務へ相談してすでに19年経過しており、いままでのリフォーム依頼、シロアリ等もなく、弊社のルール、対応でお気に召さないようでしたら対応できませんと10月20日に話をしております。</p> <p>対応：現在遠藤係長が対応中。所有者様は当社で工事をお願いしたい思いはあり、・金額の件はこのままで値引きは無し。・一度職人と共に現地の確認をして工事内容を確認する。・工事日程は現地確認後に、再度日程を組見直す。・実際に現場を見て判断し、それに伴う当社工事内容を説明し、不満があれば当社として対応は難しい。という旨を伝え10月25日(木)職人と現調予定。</p> |
| 外部情報 | 佐野主任 | 16 | <p>クレーム発生日時：平成30年10月21日</p> <p>場所：■■■■■西側隣地</p> <p>相手：</p> <p>内容：現在、弊社物件内の残置物の撤去作業を行っておりまして、残置物を南側道路にトラックを付け吊るしながら下ろしたり、西側の階段から降ろす際にステンレスのポールが西側隣地敷地内に落ちていた。宮下様から弊社に連絡を受け佐野主任が対応。お詫びをし今後建物の解体の際には物件をシートで囲み上記のようなことがないように、解体業者に伝える。今後の対策として建物の解体だけでなく残置物がある解体現場に関しては工程などわかるようにし事前に防ぐようにします。</p> |

| | | | |
|------|------|----|--|
| 外部情報 | 青木係長 | 17 | <p>クレーム発生日時：平成30年11月7日</p> <p>場所：■■■■南側隣地</p> <p>相手：</p> <p>内容：空調機の音やお隣からの臭いが気になるので、境界部分のブロックと目隠しフェンスの隙間を埋めてほしいと。</p> <p>対応：以前も同じ方からクレームがあった方で今回の件は対応できないと大野監督が対応。</p> <p>今後の対策：■■■■とのことで営業のほうは室外機や給湯器、換気扇の位置などを気を付けていくと。</p> |
| 外部情報 | 小野課長 | 18 | <p>クレーム発生日時：平成30年11月9日</p> <p>場所：■■■■</p> <p>相手：所有者様</p> <p>内容：2005年引渡の弊社分譲マンション。状況としては洗面化粧台が前に倒れてきたと。小野課長が現地を確認すると倒れてはなく傾いている状態でお客様に怪我はなく壁の固定用下地の位置が上にずれており、固定用ビスが外れて前に台が倒れてきた状況。床も経年で中央に下がっており化粧台カウンターがかなり重い作りで台の脚も半分までの仕様なので徐々に緩んできて前に傾いたと。</p> <p>対応：固定用ビスを、上斜めに8本打ち込んで安定させるために前サイドに木材で脚を設置して対応しお客様も満足して頂いたと。</p> |
| 外部情報 | 高野さん | 19 | <p>クレーム発生日時：平成30年11月20日</p> <p>場所：■■■■</p> <p>相手：居住者</p> <p>内容：木曜日が燃えるゴミの日だが火曜日内に出しており臭いがひどいのでルールを守っておほしいと。</p> <p>対応：羽染さんのほうで22日(木)現地の確認と居住者に対して呼びかけのチラシを投函し対応。</p> |
| 外部情報 | 加藤係長 | 20 | <p>クレーム発生日時：平成31年1月12日</p> <p>場所：■■■■</p> <p>相手：所有者様</p> <p>内容：現在建築中の■■■■の全面道路（参道）に駐車している職人の車両が通行の妨げになっており大変迷惑であると電話連絡を受ける。</p> <p>対応：現地を確認し水道業者のトラックが止まっていることを確認。東一様に謝罪の上、至急対応する旨を伝える。</p> <p>再発防止：■■■■の現場監督経由で全ての職人に対して徹底して頂く様に伝えるとともに、社内でも現場に関わっている人を中心に共有。</p> |

| | | |
|------|------|---|
| 外部情報 | 川本常務 | <p>21 クレーム発生日時：平成31年1月24日</p> <p>場所：[REDACTED]</p> <p>相手：所有者様</p> <p>内容：外壁の塗装工事中にその業者より壁内結露をしていると言われ、配管が破損しているのでは？と言われ連絡を受ける。</p> <p>対応：1月30日16時に小野さんが現地確認予定。ユニットバスの排気キャップの詰まりから暖気が逆流しサイディングの通気層へ流入したことが原因。</p> <p>再発防止：今の施工ではサイディング貫通部周りの防水シーリングを実施しているため、起こりにくい問題だが今回の現場は多棟現場の為、無償で防水シーリング処置予定。</p> |
|------|------|---|

今期は外部情報21件と内部情報0件の発生数となっております。

昨季に比べ4件ではありますが、発生件数を減らすことができしております。

今期の内訳をみますと、過去弊社で分譲したお客様からの建物不具合や、経年劣化からくる情報が一番多く、次に弊社で造成作業中の近隣の方からの情報が多いという内訳となっております。

来期は件数をさらに減らすとともに、全社や課内、プロジェクトに関わる人に対しての情報共有をし件数を減らしていきます。

今年度の是正処置・予防処置の発生は以下の 1 件にとどまりました。発生内容は、環境目的・目標で定めた「電気の省エネ活動」の目標未達によるものでした。本年は、念願であった LED 照明への入替を終え、その省エネの良い影響を考慮しプログラムの刷新を行いました。その設定法に無理があったのは、以下の報告内容の通りです。但し、3 年前の電力消費量は 56,964kwh/年・5,179kwh/月と比べると今年度は、44,661kwh/年 (▲27.5%)・4,060kwh/月 (同) と 3/4 の消費量まで削減されています。予算値に対するオーバーにはなりましたが、実際に削減された実績については、目標を定め行動をしてきた成果に外なりません。更なる電気使用コストの削減については、テクノロジーの進歩によるところが大きくなります。引き続き本業の業務効率とのバランスに気を付けながら進めて参ります。

予防処置につきましては、ISO14001 にある『環境に係る』を予防処置と限定するとマネジメントシステムが使いづらくなるため、環境の予防に限らず推進メンバーが気付いた社内の無理や無駄などの改善案等も同時にヒアリングし進めて参りました。その内容は、「洗車対象車種の見直し・洗車チームの再編成」「駐車場の排水つまりの改修」と多岐に渡っています。ここ 2, 3 年、環境に囚われない取り組みをしようと活動して参りましたが、まだまだ狭い活動範囲に留まっているのが現状です。先ずはどのような意見でも吸い上げ労働環境も含めできることをして参りたいと考えております。

また先日社長より、来るべき「南海トラフ地震」を想定した BCP 対策（事業継続計画）を全社参加型にて立案したらどうかとご指示をいただきました。リスク管理については、環境管理マニュアルにも規定があり、6.1.1 (2) にて「リスク及び機会の決定」で緊急事態と機会を定め、同 (3)「緊急事態の決定」で、会社の環境に関し起こり得るリスクについて定め、そして 8.2「運用」にて「緊急事態への対応」を行うとされています。ISO の定めは正にリスク管理に他ならないのですが、やはりここでも『環境に係る』と制限をすると扱いが難しくなるため、環境だけに限らず広い視点で、「会社への貢献」を優先に考え行動をして行く事が大切だと思います。緊急事態対応を会社の制度として決定すれば、環境管理マニュアルはその制度を参照する形となり、環境管理マニュアル自体のボリュームが減っていきます。このように環境管理マニュアルで体系立てたルールが決定され、別途参照表記される形になるのは良い傾向だと思います。また、新しい規格要求事項となってまだ 1 年程度しか経過していませんが、環境マニュアルを活用しやすいものとするため、マニュアル内の表現も平易な言葉に置き換えていこうと思います。

| | 報告者 | 内 容 | |
|------------------|-----|---------------------|---|
| 是 正 処 置 | 管理部 | 対象日 | 平成 31 年 2 月 28 日 |
| | | 不適合内容 | 本年の環境マネジメントプログラムの No.1 電気の省エネ活動において、10 月～12 月、および 1 月～3 月の取組結果で、それぞれ 3 ヶ月中 2 ヶ月が未達成だったため、マニュアル 10.2 不適合及び是正処置における、(1)不適合の定義の②環境目的・目標の未達成に該当し、不適合となりました。 |
| | | 原因 | LED の導入により電力消費量が 8 割程となったので当初目標値の 80%に目標を修正したのですが、計測単位が一人当たり電力であるため、分母となる社員人数が昨年より 4 名減少した結果、目標設定した昨年度よりも一人当たり電力負担が増加し、改正目標値が厳しくなりすぎたため、目標未達となりました。 |
| | | 再発防止策 | まもなく来期に入ると共に、来期のマネジメントプログラムを修正しているため、応急の処置はありません。 |
| | | 処置後 (有効性)の 確認 | LED 化も行い、前年度より削減した目標を続ける事が困難となっているため、一人当たり、と測定単位を工夫するのではなく、電力消費が一定範囲を超えないように、維持を目的とした目標値に設定致します。 |

環境教育訓練実施記録

報告者

管理部 吉田 智

今期の一般教育は、環境方針、環境側面、今期目標、内部監査、外部審査など、例年行っている教育に加え、社員全員に ISO は特別なものではなく、通常業務を進める中で全員が関わりを持っているという事を伝えるため、省電力、紙の節約など普段行っている活動が ISO である、という事についても組み込むこととしました。

その上で、実際の教育内容については、各推進メンバーに委ね、それぞれの部署で教育内容を考え、一般教育を実施しています。

また、内部監査員教育では、昨年に引き続き新しく更新された ISO14001 規格要求事項の 2015 年度版について知識をアップデートする内容のセミナーを受講致しました。また、その時の教材である、「ISO 規格要求事項の理解・運用のコツ」「ISO14001 : 2004 と 2015 の表題比較、及び変化点」については、推進メンバーにとっても参考となるもののため、Chatter 上でシェアしています。

| 教育種類 | 内 容 | 部 門 (旧部門名で表記) | 実施日 |
|---|--|-------------------------|-----------------------|
| 従業員教育 (一般教育) | (1) 環境方針の周知・徹底。環境マネジメントシステムの変更点及び、今期環境マネジメントプログラムの内容についての確認。 | アセット事業部 用地開発課 | (一般教育) H30. 9. 27 |
| | (2) 自分の業務に関係する著しい環境側面及びそれに伴う顕在する又は潜在的な環境影響 | プロダクト事業部 ストック事業部 検査課 | (一般教育) H30. 9. 28 |
| | (3) 環境パフォーマンスの向上によって得られる便益を含む、環境マネジメントシステムの有効性に対する自らの貢献 | アセット事業部 営業開発課 | (一般教育) H303. 8. 24 |
| | (4) 組織の順守義務を満たさないことを含む、環境マネジメントシステム要求事項に適合しないことの意味 | | (一般教育) H30. 9. 21 |
| (5) 前期内部監査の結果、外部審査での指摘事項などの情報共有 ※その他、内部監査・外部審査について日常における取組について等を解説 | 管理部 ストック事業部 PM推進課 | | |
| 内部環境 監査員教育 | 第三者機関による講習受講。 | 内部監査員 | H30. 8. 1 |
| 特別教育 | マンション建替え・耐震化セミナー | マンション建替え支援室 | H30. 11. 22 |

環境教育訓練統括プログラム

| | |
|---|---|
| 承認 | 作成 |
| 環境管理責任者 | 管理 |
|  |  |

株式会社 大興ネクスタ

作成日：2018年4月6日

| 項目 | 教育名/対象者 | 形態 | 教育内容 | 実施方法 | 実施責任者 | 実施時期 | | | | | | | | | | | | |
|----|-----------------------------|----------------|---|---|-----------|------|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|--|
| | | | | | | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | |
| | 一般教育/全員 | 説明 | <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度目的・目標の結果確認と、今期目的・目標の理解 ・ISOの活動として日々社内 で実施している事、会社が取 り組んでいる具体的な内容 の理解 | 推進メンバー及び推進メンバ ーより依頼された各部教育担 当者による説明 | 管理部 吉田 | | | | | | | | | | | | | |
| | 推進メンバー力量教 育/推進メンバー | 勉強 会・ 研修 | マニユアルの内容について と、言葉の意味など、マニユ アルを読み解くための知識 について。 | 外部研修の資料を使用 推進メンバー内で勉強会を 実施する。必要に応じて外 部研修も考慮する。 | 管理部 吉田 | | | | | | | | | | | | | |
| | 内部監査員 レベルアップ教育/ 内部監査員 | 講義 | 監査手法と技術の向上 | 第三者機関等による 講習受講 | 管理部 吉田 | | | | | | | | | | | | | |

保管期間：作成日より5年

環境委員会
2018 年度

順守評価

株式会社大興ネクスタ
ISO14001事務局

順守評価

報告者

環境管理責任者 町田 守靖

当社が定めた法的要求事項及び、組織が同意するその他の要求事項についての順守評価は、毎月の定例会にて確認しており、今年度も問題なく順守に努めることが出来ました。

先ず、本社部門に係る順守状況からご報告いたします。年1回実施している地下ビルピットからの汲み取りによる汚泥の処理について、マニフェスト伝票の通り、適切に処理されている事を確認しております。汲み取り作業は、いままで7月に実施しておりましたが、臭気が気になる作業となりますので、今回は夏場を避け秋から冬に実施時期を変更致します。

前期より導入された「水銀業廃棄物ガイドライン」の対象となる廃棄物はございませんでした。本年6月に照明機器をLEDに変更しております。当社で発生する水銀使用製品は、蛍光灯や蛍光ランプを想定しておりましたが、それらの寿命による廃棄が発生することはほぼなくなりました。

続いて「家電リサイクル法」ですが、指定家庭用機器に該当する洗濯機（賃貸物件）が1件ありました。練馬区に連絡の上、指定業者へ引渡を行い適正に処理をしております。

「小型家電リサイクル法」の順守状況は、ACアダプター3個・デジカメ1台・電卓2個の3件がございました。いずれも「関町リサイクルセンター」に設置されている「回収ボックス」への投函にて完了をしております。

最後に「フロン排出抑制法」への対応ですが、対象となる機器は業務用エアコンとなります。目視による簡易点検での異常は有りませんでした。今期は3年に一度の法定点検の該当年でした。こちらは製造元のアイシン精機株式が有資格者による点検を実施し良好であるとの診断結果を受けており問題はございません。

現場及び商品に対する遵守状況ですが、建築基準法・解体や造成に絡む騒音・振動について法令違反となるものはございませんでした。また、建築現場から排出される産業廃棄物に関しても、添付のマニフェストの通り法令違反の無い事が確認できております。

毎年何らかの法改正がありますので、漏れの無いように情報収集をして参ります。

事業推進本部 2018年度 更新日: 2019/2/28
 順守評価

| 環境法規制等の名称/総称 | 主な要求事項 | 仕入契約日 | | 2018/5/31 | | 2018/6/3 | | 2018/6/28 | | 2017/4/30 | | 2018/6/29 | | 2018/7/18 | | 2018/7/31 | | 2018/8/1 | | 2018/8/28 | | 2018/8/30 | | |
|--------------|---|-------------------|-------------------|-------------------|---|----------|---|-----------|---|-----------|---|-----------|---|-----------|---|-----------|---|----------|---|-----------|---|-----------|---|---|
| | | 処理 | 該当前 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 |
| 1 廃棄物処理法 | (1) 事業活動に伴い生じた廃棄物を自らの責任で適正処理、または文書で廃棄物処理業者の許可を得る処理業者に委託。 (2) 産業廃棄物管理表(マニフェスト)制案にのっとり排出事業者が最終処分まで把握することも義務付け。 | 該当有無 開発企画 無 | 該当有無 処置内容 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 |
| 2 労働安全衛生法 | 雷火・導雷火建築物において特定粉塵除去作業を行う場合、工事着手14日前迄に労働安全衛生監督官へ届出が必要。 | 届出 | 該当有無 開発企画 無 | 該当有無 処置内容 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 |
| 3 指定製造物利用促進令 | 【単体資源利用促進計画の作成】 ・体積が1000m ³ 以上である建設発生土 ・重量が200t以上であるコンクリート塊、737t/ホコリコンクリート塊、建設発生木材 | 届出 | 該当有無 開発企画 無 | 該当有無 処置内容 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 |
| 4 建設リサイクル法 | ・特定建設資材使用かつ一定規模以上の建設、解体工事は分別解体を実施 ・対象建設工事を行う場合は、工事着手7日前までに知事へ届出 | 届出 | 該当有無 開発企画 無 | 該当有無 処置内容 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 |
| 5 家電リサイクル法 | 特定家電用機器は各自治体の処分方法に基づき、処分しなければならぬ。 【特定家電用機器】ワイドウ型・セパレート型エアコン/電気冷蔵庫/ブラワウン管テレビ/電気洗濯機 | 処置 | 該当有無 開発企画 無 | 該当有無 処置内容 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 |
| 6 建設廃棄物処理指針 | 汚水、汚油、漆、塗料、建設木くず、金属くず、ガラスくず、建設材料、ゴムくず、コンクリート破片など。 マニフェストに基づく適正処理の実施。 | 届出 | 該当有無 開発企画 無 | 該当有無 処置内容 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 |

事業推進本部 2018年度 更新日：2019/2/28
順守評価

| 環境法規制等の名称/規格 | 主な要求事項 | 仕入契約日 | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
|-------------------------------|---|-------|------|-----|-----------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|-----------|
| | | 処理 | 該当部門 | 現場名 | 2018/5/31 | 2018/6/3 | 2018/6/28 | 2017/4/30 | 2018/6/29 | 2018/7/18 | 2018/7/31 | 2018/8/1 | 2018/8/28 |
| 7 石綿含有廃棄物等処理マニュアル (第2版) | 現場検査及び搬出時、あらかじめ、固型化、薫利による安定化その他これに類する処理を施した後に、前記水性材料で2重に梱包。 | 開発企画 | 該当有無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 |
| | | 生産企画 | 処置内容 | | | | | | | | | | |
| 8 大気汚染防止法 | 特定粉塵排出作業を行なう場合、作業着手1日前に知事への届出要。【特定粉塵】灰付石綿アスベスト以外石綿を含有する断熱材保温材及び耐火遮蔽材の場合も施工面積に関わらず全て該当 | 開発企画 | 該当有無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 |
| | | 生産企画 | 処置内容 | | | | | | | | | | |
| 9 フロン回収破壊法 | 自動車のカーエアコンと業務用冷凍空調機に冷媒として使用されるフロンが対象。ユーザー、フロン回収事業者、破壊業者の役割分担により適切にフロン回収の回収・破壊処理を進めていかなければならない。 | 開発企画 | 該当有無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 |
| | | 生産企画 | 処置内容 | | | | | | | | | | |
| 10 建築基準法 | 居室を有する建築物は、その居室内において飲食で定める化学物質の発散による衛生上の支障がないよう、建築材料及び換気設備について政府で定める技術的基準に適合するものとならなければならない。 | 設計 | 該当有無 | 有 | | | | | | | | 有 | |
| | | 設計 | 申請結果 | | | | | | | | | | |
| 11 騒音規制法 | 特定建設作業を行う場合、工事着手7日前迄に届出要 【特定建設作業】 1.くい打機、くい抜機又はくい打機、くい抜機及び圧入機 3.さく岩機 4.空気圧機 5.コンクリートポンプ又は75kg以上100kg未満のポンプ 1.トラクタ・ショベル 8.ブルドーザー | 開発企画 | 該当有無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 |
| | | 生産企画 | 処置内容 | | | | | | | | | | |

事業推進本部 2018年度 更新日: 2019/2/28
順守評価

| 環境法規制等の名称/態様 | 主な要求事項 | 仕入契約日 | 2019/2/28 | | | | | | | | | |
|--------------|--|--------------------|-----------|----------|-----------|-------------|-----------|----------------|-----------|-----------|---------------|-----------|
| | | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
| | 特定産廃作業を行う場合、工事着手7日前迄に届出要 【特定機動作業】 1.クレーン、くい抜機又はくい打くじり機 2.振球を使用して破壊する作業 3.鋼線板破砕機 4.フレッカー(手持式のものを除く。) | 処理 | 2018/5/31 | 2018/6/3 | 2018/6/28 | 2017/4/30 | 2018/6/29 | 2018/7/18 | 2018/7/31 | 2018/8/1 | 2018/8/28 | 2018/8/30 |
| | | 現場名 | 大田区 南雪谷3 | 杉並区 井草5 | 練馬区 東大泉3 | 武蔵野市 吉祥寺本町4 | 練馬区 小竹町1 | 練馬区 石神井町3 ロゴオン | 板橋区 常盤台1 | 板橋区 南常盤台1 | 練馬区 東玉上2 砂ノース | 新宿区 下落合3 |
| 12 | 振動規制法 | 開発企画 届出 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 |
| 13 | 土壌汚染対策法 | 開発企画 届出 報告 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 |
| 14 | 景観法 | 開発企画 生産企画 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 有 |
| 15 | 作業所で同意するその他の要求事項 | 開発企画 生産企画 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 |
| 16 | 都市計画法 | 開発企画 生産企画 届出 | 無 | 無 | 無 | 有 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 |

事業推進本部 2018年度 更新日: 2019/2/28
順守評価

| 環境法規制等の名称/態様 | 主な要求事項 | 仕入契約日 | | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
|---------------|--|-----------|-------------------|----------|-----------|-----------|------------|------------|------------|------------|----------|-----------|-----------|
| | | 処理 | 該当部門 | 2018/9/2 | 2017/12/7 | 2018/10/2 | 2018/12/25 | 2018/12/25 | 2018/12/27 | 2018/12/27 | 2019/2/1 | 2019/2/21 | 2019/2/21 |
| 1 廃棄物処理法 | (1) 事業活動に伴い生じた廃棄物を自らの責任で適正処理、または文章で廃棄物処理業の許可を有する処理業者に委託。 (2) 産業廃棄物管理表(マニフェスト)制度にのっとり、搬出事業者が最終処分まで把握することも義務付け。 | | 該当有無 開発企画 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 |
| 2 労働安全衛生法 | 雨水・灌漑化建設副産物において特定粉塵除去作業を行う場合、工事着手14日前までに労働基準監督署へ届出が必要。 | 届出 | 開発企画 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 |
| 3 指定副産物利用促進省令 | 【再生資源利用促進計画の作成】 ・体積が1000m ³ 以上である建設発生土 ・重量が200t以上であるコンクリート ・9m、7.5m、コンクリート ・建設発生土 | | 開発企画 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 |
| 4 建設リサイクル法 | ・特定建設資材使用かつ一定規模以上の建設、解体工事は分別解体を実施 ・対象建設工事を行う場合は、工事着手7日前までに知事へ届出 | 届出 | 開発企画 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 有 | 無 | 無 | 無 |
| 5 家電リサイクル法 | 特定家庭用機器は各自が体の処分方法に基づき、処分しなければならない。 【特定家庭用機器】ウインドウ型・セパレート型エアコン/電気冷蔵庫/ブラコン管テレビ/電気洗濯機 | 処置 | 開発企画 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 |
| 6 建設廃棄物処理指針 | 汚水、汚泥、腐フラ、建設木くず、並置くず、ガラスくず、建設廃材、ゴムくず、コンクリート破片など、マニフェストに基づく適正処理の実施。 | 開発企画 無 | 開発企画 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 |
| | | 生産企画 無 | 生産企画 無 | 有 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 |

事業推進本部 2018年度 更新日： 2019/2/28
順守評価

| | | | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
|--|--|-------|----------|-----------|-----------|------------|------------|------------|------------|----------|-----------|-----------|
| | | | 2018/9/2 | 2017/12/7 | 2018/10/2 | 2018/12/25 | 2018/12/25 | 2018/12/27 | 2018/12/27 | 2019/2/1 | 2019/2/21 | 2019/2/21 |
| | | 仕入契約日 | 中野区 中野3 | 練馬区 早宮2 | 板橋区 大和町 | 中野区 大和町4 | 三鷹市 下連雀9 | 杉並区 西荻北3店舗 | 杉並区 西荻北3土地 | 文京区 大塚6 | 品川区 豊町3 | 世田谷区 中町5 |
| | | 現場名 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 |
| | | 開発企画 | 該当有無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 |
| | | 生産企画 | 処置内容 | 無 | | | | | | | | |
| | | 開発企画 | 該当有無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 |
| | | 生産企画 | 処置内容 | 無 | | | | | | | | |
| | | 開発企画 | 該当有無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 |
| | | 生産企画 | 処置内容 | 無 | | | | | | | | |
| | | 開発企画 | 該当有無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 |
| | | 生産企画 | 処置内容 | 無 | | | | | | | | |
| | | 設計 | 該当有無 | 有 | | | | | | | | |
| | | 設計 | 申請結果 | | | | | | | | | |
| | | 設計 | 該当有無 | 有 | | | | | | | | |
| | | 設計 | 検査結果 | | | | | | | | | |
| | | 開発企画 | 該当有無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 |
| | | 生産企画 | 処置内容 | | | | | | | | | |
| | | 開発企画 | 該当有無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 |
| | | 生産企画 | 処置内容 | 無 | | | | | | | | |
| | | 開発企画 | 該当有無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 |
| | | 生産企画 | 処置内容 | 無 | | | | | | | | |
| | | 開発企画 | 該当有無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 |
| | | 生産企画 | 処置内容 | 無 | | | | | | | | |
| | | 設計 | 該当有無 | 有 | | | | | | | | |
| | | 設計 | 申請結果 | | | | | | | | | |
| | | 設計 | 該当有無 | 有 | | | | | | | | |
| | | 設計 | 検査結果 | | | | | | | | | |
| | | 開発企画 | 該当有無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 |
| | | 生産企画 | 処置内容 | | | | | | | | | |
| | | 開発企画 | 該当有無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 |
| | | 生産企画 | 処置内容 | 無 | | | | | | | | |

事業推進本部 2018年度 更新日: 2019/2/28
順守評価

| 環境法規制等の名称/態様 | 主な要求事項 | 仕入契約日 | 2019/2/28 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|---|-------|-----------|------|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|---|---|---|--|
| | | | 処理 | 該当部門 | 現場名 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | | | | |
| 12 | <p>特定建設作業を行う場合、工事着手7日前迄に届出要 【特定建設作業】 1.くい掘削機、くい抜機又はくい打(くい)装置 2.振球を使用して破壊する作業 3.鋼線板破砕機 4.フレーカー(手持式のものを除く。)</p> <p>振動規制法</p> | 届出 | 開発企画 | 該当有無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | |
| 13 | <p>・有害物質使用特定区域等に係る工機又は事業者等の所有若しくは、当該土地の所有者等は、当該土地の工機汚染の状況について、環境大臣が指定する者(指定調査機関)に調査させて、その結果を都道府県知事に報告</p> <p>土壌汚染対策法</p> | 処置報告 | 開発企画 | 該当有無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | |
| 14 | <p>条例で定める景観計画区域内(0.1ha以上の規模)屋外の土石、腐葉物、再生資源(ほかの堆積(高さ1.5m以上)含む)知事、指定市、中核市長への届出</p> <p>景観法</p> | | 開発企画 | 該当有無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | |
| 15 | <p>作業所で同意するその他の要求事項</p> <p>騒音・粉塵の発生する作業 ・時間外での作業は事前に連絡する ・19時以降禁止 ・粉塵の発生防止 ・アイドリングストップ</p> | | 開発企画 | 該当有無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | |
| 16 | <p>1,000㎡以上の敷地を有する住宅の許容重量(軽油併用の場合は300㎡～1,000㎡の範囲で定める) ・10,000㎡以上の敷地を有する場合はその定め(敷地所有者の負担で10,000㎡～20,000㎡の敷地を有する住宅の3%以上の分譲、解体又は改築の数量が必要)</p> <p>都市計画法</p> | 届出 | 開発企画 | 該当有無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | |

【建設課】電子マニフェスト 2018.01～12

作成日：2019年1月24日

調査シート(産業廃棄物の発生量)

【建設担当】

2018.1～2018.12 竣工現場

単位：m³

| No. | 現場名 | 棟数 | 竣工月 | 廃プラスチック類 | 紙くず | 木くず | 金属くず | 陶磁器くず | 廃石膏ボード | 段ボール | がれき類 | コンクリート破片 | 総量 | 1棟当たり排出量 |
|-----|--------------|----|-----|----------|------|------|------|-------|--------|------|------|----------|-------|----------|
| 1 | 文京区小日向 | 1 | 4月 | 17.5 | 1.0 | 10.5 | 0.0 | 2.5 | 4.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 35.5 | 35.5 |
| 2 | 武蔵野市吉祥寺南町 | 1 | 7月 | 60.5 | 2.5 | 24.0 | 0.0 | 5.5 | 8.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 100.5 | 100.5 |
| 3 | 武蔵野市吉祥寺本町 | 1 | 10月 | 9.6 | 2.5 | 3.9 | 0.0 | 3.0 | 2.0 | 1.3 | 0.0 | 0.0 | 22.3 | 22.3 |
| 4 | 練馬区早宮 | 8 | 12月 | 30.2 | 8.1 | 19.2 | 0.0 | 8.0 | 5.3 | 2.0 | 0.0 | 0.0 | 72.8 | 9.1 |
| 5 | ※12月末時点 竣工1棟 | | | | | | | | | | | | 0.0 | #DIV/0! |
| 6 | | | | | | | | | | | | | 0.0 | #DIV/0! |
| 7 | | | | | | | | | | | | | 0.0 | #DIV/0! |
| 8 | | | | | | | | | | | | | 0.0 | #DIV/0! |
| | 計 | 11 | | 117.8 | 14.1 | 57.6 | 0.0 | 19.0 | 19.3 | 3.3 | 0.0 | 0.0 | 231.1 | 21.0 |
| | 平均値 | | | 10.7 | 1.3 | 5.2 | 0.0 | 1.7 | 1.8 | 0.3 | 0.0 | 0.0 | 21.0 | |

【検査課】マニフェスト 2018.01～12

作成日：2019年1月24日

調査シート(産業廃棄物の発生量)

《検査・リフォーム担当》

2018.1～2018.12

単位：m³

| | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 計 |
|----------|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 廃プラ | | | | 1.5 | 8.0 | 0.3 | 2.5 | 1.8 | 6.7 | 0.7 | 8.4 | 4.0 | 33.9 |
| 紙くず | | | | | | | 1.2 | | | | | 0.5 | 1.7 |
| 木くず | | | | 1.5 | 2.7 | 0.7 | | 1.1 | | 2.7 | 0.3 | | 9.0 |
| 繊維くず | | | | | | | 0.5 | | | 0.5 | | | 1.0 |
| ガラス・コンクリ | | | | | | | | | | 0.4 | | | 0.4 |
| 廃石膏ボード | | | | | | | | | | | | 1.0 | 1.0 |
| 量 | | | | | 1.0 | | | | | | | | 1.0 |
| 計 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 3.0 | 11.7 | 1.0 | 4.2 | 2.9 | 6.7 | 4.3 | 8.7 | 5.5 | 48.0 |

(株)中村の廃棄費用は、以下のとおりです。全て税抜きとなります。

- ・文京区小日向・・・■■■■円
- ・武蔵野市吉祥寺・・・■■■■円
- ・武蔵野市吉祥寺本町(1棟)・・・■■■■円
- ・練馬区早宮(8棟 ※12月末時点 竣工1棟)・・・■■■■円 ※12月末時点の発注金額合計

ISO14001 本社業務 順守評価表

No.1

対象期間 2018年4月1日～2019年3月31日
更新日 2018/8/21

| 法規名 | 要求事項 | 項目 | 搬出日 | 回収業者 | 処分業者 | A票 | D票 | | |
|----------------------|--|---------------------|----------------------------|----------------------------|----------|------------|------------|---|---|
| 廃棄物処理法 | 当社地下に備付の排水槽に溜まる汚泥を一般廃棄物として適正に処分を行う。 | | 2018年7月11日 | 東和興業株式会社 | 株式会社太陽油化 | あり 50kg | あり 50kg | | |
| 水銀廃棄物ガイドライン(平成29年6月) | ・「水銀使用製品産業廃棄物」の収集運搬又は処分の許可を受けた事業者に委託する。 ・水銀回収が義務付けられているものの処理を委託する場合は、水銀回収が可能な事業者に委託すること。 | | | | | | | | |
| 法規名 | 要求事項 | 項目 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| 家電リサイクル法 | 特定家庭用機器の排出の際は、小売店へ料金を支払引き渡す、または自治体指定の方法で引取り依頼する。 【特定家庭用機器】 テレビ(液晶・プラズマ含)、エアコン、電気冷蔵庫及び冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機 | 排出日付 | 10月6日 | | | | | | |
| | | 対象物 | 洗濯機(PM物件に不法投棄されていた物) | | | | | | |
| | | 処分方法 | 練馬区に連絡後、区指定業者による回収 | | | | | | |
| | | 回収店舗 処分業者 | 大洋運輸(株) | | | | | | |
| | | 証拠書類有無 有の場合は書類番号 | 無 | | | | | | |
| 法規名 | 要求事項 | 項目 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| 小型家電リサイクル法 | 使用済み小型電子機器の排出の際は、関町リサイクルセンターに設置されている小型家電回収ボックスに入れる。 産廃と共に排出する場合は、認定事業者へ排出し、 manifests の管理を行う。 【使用済み小型電子機器】 *練馬区定め9品目 ①携帯電話②携帯音楽プレーヤー③携帯ゲーム機④デジタルカメラ⑤ポータブルビデオカメラ⑥ポータブルカーナビ⑦電子辞書⑧卓上計算機⑨ACアダプター | 排出日付 | 4月12日 | 8月21日 | | | | | |
| | | 対象物 | ACアダプター×3 デジカメ×1 | 電卓×2 | | | | | |
| | | 処分方法 | 関町リサイクルセンター 小型家電回収ボックスへの廃棄 | 関町リサイクルセンター 小型家電回収ボックスへの廃棄 | | | | | |
| | | 処分業者 | | | | | | | |
| | | 証拠書類有無 有の場合は書類番号 | 無 | 無 | | | | | |

ISO14001 本社業務 順守評価表

No.2

対象期間 2018年4月1日～2019年3月31日
更新日 2018/8/21

| 法規名 | 要求事項 | 項目 | 第一四半期 | 第二四半期 | 第三四半期 | 第四四半期 | |
|------------------|--------------------|-------------------------|------------------|-------|---------|-------|--|
| フロン排出抑制法 | 簡易点検の実施 | 点検目安 | 4月～6月 | 7月～9月 | 10月～12月 | 1月～3月 | |
| | | 点検日付 | 4月11日 | 7月17日 | 10月30日 | 2月19日 | |
| | | 室外機の異常振動・異常運転音状況 | 良 | 良 | 良 | 良 | |
| | | 室外機及び周辺の油のにじみ | 無 | 無 | 無 | 無 | |
| | | 室外機のキズの有無、熱交換器の腐食、錆、傷など | 無 | 無 | 無 | 無 | |
| | | 室内機の熱交換器の霜付きの有無 | 無 | 無 | 無 | 無 | |
| | 定期点検の実施 (3年に1度) | 点検目安 | 3年に1度(3年目・今年度実施) | | | | |
| | | 点検日付 | 2019/2/19 | | | | |
| | | 点検業者名 | アイシン精機㈱ | | | | |
| | | 異常の有無(記録有) | 異常なし、記録有 | | | | |
| | | 異常時の処置内容 | 異常なし | | | | |
| | | フロン類の漏洩量の算定結果(記録有) | 異常なし | | | | |
| | | フロン類の回収量と充てん量(記録有) | 異常なし | | | | |
| | | フロン類の漏洩量の算定結果(記録有) | 異常なし | | | | |
| | 平常運転時の異常等への対応 | 対応日 | | | | | |
| | | 異常等の内容 | | | | | |
| | | 処置内容 | | | | | |
| | | フロン類の回収量と充てん量 | | | | | |
| | | フロン類充填日 | | | | | |
| | | フロン類の漏洩量の算定結果 | | | | | |
| | 機器入替時の対応 | 入替日時 | | | | | |
| 処置内容 | | | | | | | |
| フロン類の種類・回収量と充てん量 | | | | | | | |
| フロン類充填日 | | | | | | | |

前回のマネジメントレビューに対する 改善状況の報告

報告者

環境管理責任者 町田 守靖

2017 年度 環境委員会 議事録

2018 / 3 / 31

会議の種類 ISO14001 環境委員会

日時 平成 30 年 3 月 30 日(金) 10:00～12:00

場所 本社ビル 地下打合せスペース

出席者 今井社長、今井副社長、菅野専務

(監査チーム) 金丸次長

(推進メンバー) 芦田次長、佐野課長、服部課長、吉田係長、小泉

(環境管理責任者) 町田常務、(事務局長) 渋谷

欠席者 川本常務、遠藤係長、佐藤

参考資料 環境委員会報告書、2018 年度マネジメントプログラム、3 年計画

議事内容

1. 環境活動報告

①家庭用燃料電池エネファーム導入における CO2 削減(年 1.2t/棟) 目標:分譲戸建導入 75%

(報告者:服部課長)

- ・活動実績を報告。詳細は報告書参照。
- ・質問内容、返答内容は下記の通り。

| 質問者 | 内容 | 返答 |
|------|--|---|
| 金丸次長 | エネファームを使用することによる CO2 排出量の削減は、電気を含めて 1.2t～1.3t 削減なのでしょうか？ | 確認して報告いたします。(服部課長) |
| 菅野専務 | 導入できなかった案件は、建蔽率が 60%位になっています。エネファームは狭小地だと設置が難しいということですね。 | その通りです。40/80 や 50/100 であれば可能ですが、狭小3階建てなどでは、非常に厳しいと思います。 |

②社内における電気の省エネ活動 (報告者:吉田係長)

- ・活動実績を報告。詳細は報告書参照。
- ・質問内容、返答内容は特になし。

③運転方法の注意喚起・車両取扱いの改善による燃費の向上

目標:共通車両を対象に、2016年1月～12月の実績値を元に算出した平均燃費から3%軽減した値を目標値と設定する。(報告者:吉田係長)

- ・活動実績、来期の目的・目標を報告。詳細は報告書参照。
- ・質問内容、返答内容は以下の通り。

| 質問者 | 内容 | 返答 |
|------|--|-----------------------------|
| 菅野専務 | 両面印刷を推奨してください。全社に浸透させるには啓蒙しかありません。できていない課員には部門長が個別に注意喚起を行ってください。 | 承知いたしました。 周知いたします。(町田常務) |

2. 内部監査結果の評価 (報告者: 内部環境監査員 金丸次長)

- ・内部監査結果を報告。詳細は報告書参照。
- ・質問内容、返答内容は特になし。

3. 記録類の評価

①外部・内部環境情報 (報告者:町田常務)

- ・外部・内部環境情報の集計結果を報告。詳細は報告書参照。
- ・質問内容、返答は以下の通り。

| 質問者 | 内容 | 返答 |
|------|------------------------------------|---|
| 金丸次長 | 予防処置、是正処置にこだわらず、どんどん情報をあげていってください。 | 来期はあがってきた情報を水平展開して予防処置を行います。また、折角のデータですので、一般教育にてフィードバックを行います。(町田常務) |
| 副社長 | ■■■■は、■■■■がメンテナンスをするのですか？ | 10年保証期間内なので、■■■■にメンテナンスをしていただいています。 |

②是正予防処置報告書 (報告者:町田常務)

- ・是正予防処置報告書の集計結果を報告。詳細は報告書参照。
- ・質問内容、返答は以下の通り。

| 質問者 | 内容 | 返答 |
|------|---|----------------------|
| 社長 | コンピューターでさえ癖がつく時代です。繰り返し働きかけを行い、よい癖をつけて改善していかないといけないと思います。 | |
| 金丸次長 | ECO ボタンを切らないようにすると良いのではないのでしょうか。 | 継続した働きかけを致します。(町田常務) |

③環境教育訓練実施記録（報告者：町田常務）

- ・環境教育訓練実施記録として提出された記録をもとに報告。詳細は報告書参照。
- ・質問内容、返答は特になし。

4. 順守評価（報告者：町田常務）

- ・活動実績を報告。詳細は報告書参照。・質問内容、返答は特になし。

5. 前回のマネジメントレビューに対する改善状況の報告（報告者：環境管理責任者 町田常務）

- ・前回のレビューインプットに対するレビューアウトプットを報告。詳細は報告書参照。
- ・質問内容、返答は以下の通り。

| 質問者 | 内容 | 返答 |
|-----|--|---|
| 副社長 | 昨年の川本常務からのご提案である、電源コード配線の整備については、今回の座席移動がよい機会だったと思います。 | そこまで考えが及んでおりませんでした。次回は配線も考えるようにいたします。(町田常務) |

6. 環境の変化に関する情報及び改善の為の提案（報告者：環境管理責任者 町田常務）

- ・環境の変化に対する評価を報告。詳細は報告書参照。

| 質問者 | 内容 | 返答 |
|-----|-------------------------|---|
| 社長 | ZEHビルダーの登録はどのように行うのですか？ | 登録は簡単にできますが、登録よりも、建物を建てる際に、ZEH 基準を満たす住宅を作ることが重要となっています。 |

7. 外部及び内部の課題・利害関係者のニーズ及び期待（報告者：環境管理責任者 町田常務）

- ・外部及び内部の課題・利害関係者のニーズ及び期待について環境委員会にて検討。

| 質問者 | 内容 | 返答 |
|------|--|----|
| 町田常務 | ご意見等ございましたら、後日でも結構ですので、お知らせいただけますようお願いいたします。 | |

8. 環境方針の見直し

- ・環境方針の見直しは特になし。

9. 来期の取組みについて（報告者：小泉）

| 質問者 | 内容 | 返答 |
|------|--------------------------------------|---|
| 金丸次長 | 環境負荷低減商品の追加提案受注割合 40%の根拠について教えてください。 | 昨年の注文住宅、建売住宅における追加工事注文件数が 4/11 棟 (36%)であったため、今期は 4%高い 40%と設定しました。 |

10. 総評及び指示

- ・菅野専務より

この ISO 活動が事業にどう起用するか、全員が意識しないと実現しないことと思います。環境負荷の低減という目標については、分譲住宅だけでなく、リフォーム工事も請負っておりますので、新築販売以外でも積極的にお客様にご提案できるとよいと思います。

社会的ニーズの高いものなので、もう 1 歩、2 歩でも踏み込んで取り組んでいただければと思います

- ・社長より

きちんと結果をコミットできるよう、積極的に ISO に関わり、責任をもって取り組んでいただき、社会的価値を含めた結果を出していただきたいと思います。

環境委員会

2018 年度

環境の変化に関する情報及び 改善の為の提案

株式会社大興ネクスタ

ISO14001事務局

環境の変化に関する情報及び改善の為の提案

報告者

環境管理責任者 町田 守靖

当社の環境マネジメントシステムの有効性を確実にし、継続的改善によりそれを維持する為に必要な環境の変化に関する情報とそれに対する対応や取組みを以下に報告します。

今後、当社の事業活動及び環境管理活動に影響を及ぼす情報を内部と外部に分類し、取組予定と共に記します。

1. 内部環境

当年度の ISO の取組みについても、経営規模に応じて身の丈に合った運用をして参りました。今シーズンも新規推進メンバーとして営業企画より加藤係長、生産課より青木係長を迎えることができました。引き続き、各課推進メンバーの入替を行い、多数の方に活動を体験してもらい、社内への浸透に繋げて行ければと考えております。

外部審査機関「BSI グループジャパン」による外部審査の結果（平成 30 年 5 月 17-18 日）において、「改善の機会」を 7 件ご指摘いただきましたが、「不適合」に該当するご指摘はありませんでした。

30 年 11 月 1 日~2 日に実施された内部監査においては、「軽微な不適合」なし、「観察」4 件、「改善提案」3 件及び「Good ポイント」6 件の所見がありました。「観察」については、全て対応済みとなっております。なお、次回の外部審査は、3 年に 1 度の更新審査となります。3 日間の審査となりますが、より運用が効率化されるようにシステムの問題点を見極め、改善を図りたいと思います。

2. 外部環境

地球規模の気候変動について CO₂ をはじめとする温室効果ガスが影響している事に関しては、疑いの無い事実となっております。現実として工業化以前と呼ばれる 1750 年と 2016 年を比較すると、累積 CO₂ が 278ppm から 403.3ppm へと約 45% 増となっております。これは世界の平均気温の上昇量とほぼ比例の関係にあり深い関連性があることを意味しているそうです。

現状で認識されている地球温暖化による影響は、①異常気象の頻発 ②食糧生産の困難、品質の低下 ③飲料水の枯渇 ④海水面の上昇と酸化 特に異常気象の頻発についてはご認識されているかと思えます。なお、このまま CO₂ 濃度の上昇が続くと①熱波がより頻繁に発生 ②海水面の上昇により水没する島しょ群、高波・高潮の増加 ③酸性雨の増加に伴う土壌汚染 ④食糧生産の更なる困難、絶滅種の増加 ⑤渇水の深刻化 等が懸念されています。CO₂ の濃度に起因しますので、徐々に濃度を下げて行く必要があります、息の長い活動が必要となります。

年々環境がトピックスとして注目を集める機会が増えているように感じます。つい先日も、ウミガメの鼻にストローが突き刺さったショッキングな映像を契機に世論が高まり、プラスチックごみによる海洋汚染の問題がクローズアップされました。その後マイクロプラスチック・マイクロビーズとより微細なものへと調査領域が拡大され、その結果食物連鎖による人類の体内汚染も判明しています。距離的制約が取り払われるSNS社会では、大衆の心の振れ幅が世論を大きく動かす要因となっています。今回のケースは、その事実の拡散から、紙のストローへの代替や、そもそも生分解されやすいプラスチックの開発へと進みました。コストの問題が解決できれば解決可能な段階まで来ています。やはり人の技術力は素晴らしいと思います。その他外部環境としては、SDGs S=Sustainable (持続可能な) D=Development (開発) G=Goals (目標) の頭文字の「持続可能な開発目標」も昨今話題となっています。あくまでも環境がベースであって、その上に持続可能が前提で経済・社会活動が存在する考え方となっています。また、金融投資の分野でも、ESG投資が盛んになっています。E=Environment 環境、S=Social 社会、G=Governance 企業統治の頭文字をとったものです。もともと欧州から発生した投資ですが、日本においても2016年残高で約56兆円、それが2017年には136兆円と2.4倍に伸びています。その投資内容は、投資先のE、S、Gに対する中長期的な企業価値を考慮する投資と定義され、やはり環境を重視する世の中の流れを表しているように感じます。

日本政府や東京都では、産業分野や運輸分野と様々な施策をとっていますが、住宅(家庭部門)からのCO₂削減にも重視し力を入れています。東日本大震災後の電力不足を経験し、国を挙げての省エネ活動の実施と節電設備の導入を進め、今日に至るのですが、更なる省エネ社会(低炭素社会)実現の為に、利用時に炭素を排出しない「水素社会の実現」を掲げています。水素エネルギーは利用時に水だけを排出するクリーンエネルギーです。現状では、燃料電池バスの運行やコージェネレーションシステム(エネファーム等)に利用されています。現在の水素エネルギーについては、その生成時にCO₂の発生が伴うため、その水素を燃料としエネルギーに変換するものとして注目を集めているのがエネファームです。エネファームは設置場所で発電を行うため、発電に伴い発生する熱エネルギーをロスなく活用し給湯に利用することが可能です。それを加味したエネファームのエネルギー利用効率は95%と100%に近い高効率なシステムです。従来の発電法では、エネルギー利用効率が40%程度でありその差は歴然です。またこのシステムは分散型電源と位置付けられ安定的なエネルギー創出と共に防災時に使用できるエネルギーとして期待されています。我々も住宅を提供する会社として、社会の一員として日々の省エネ省資源活動に励み、エネファーム等の省エネ対象機器の導入推進に貢献して参る所存です。

外部及び内部の課題 利害関係者のニーズ及び期待

「外部及び内部の課題」、「利害関係者のニーズ及び期待」につきましては、毎年3月に、代表取締役、環境管理責任者及び環境委員会にて検討し、その結果を環境管理マニュアル「表1」「表2」に記録することになっております。

この場をお借りしてご意見等賜りたくお願い申し上げます。

4.1 組織及びその状況の理解

表1 外部及び内部の課題

2018年3月30日

| | 理解する事項 | 課題(重要な論点) |
|-------------------|------------|---|
| 外部 の 課 題 | 政治 | <ul style="list-style-type: none"> ・低炭素社会への移行 ・ZEHや省エネ基準適合住宅の義務化 |
| | 経済 | <ul style="list-style-type: none"> ・資源、エネルギー価格へのコスト負担増 |
| | 社会 | <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンスの強化 ・CSR活動への注目、要請 ・緊急事態への対応 |
| | 技術 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境設計への対応 ・住宅のエネルギー構造の理解 |
| | 法規制 | <ul style="list-style-type: none"> ・法規制更新情報の入手体制 |
| | 自然 | <ul style="list-style-type: none"> ・ゲリラ豪雨への対応 ・自然災害に対する備え |
| 内部 の 課 題 | 活動・製品・サービス | <ul style="list-style-type: none"> ・安全、安心してもらえる住宅の提供 ・アフターメンテナンスの品質 ・地球環境に配慮した製品 |
| | 文化 | <ul style="list-style-type: none"> ・「変化」「挑戦」のできる組織風土を育てること ・「5S」「Q・P・S+C」の徹底 |
| | 知識・スキル | <ul style="list-style-type: none"> ・環境影響を理解し、著しい環境側面を特定できること ・方針に従って、部門ごとに目標設定、活動計画の策定ができること ・環境コスト会計等、投資効率を考慮した事業投資ができること ・各社員が、自部門及び自分の目標を理解していること ・廃棄物の分別管理ができること ・エコドライブができること ・目標の達成状況を確認、理解して行動に移すことができること |

当社の目的に関連し、かつ、その環境マネジメントシステムの意図した成果を達成する当社の能力に影響を与える、外部及び内部の課題を決定します。こうした課題には、当社から影響を受ける又は当社に影響を与える可能性がある環境状態を含めます。

外部及び内部の課題は、毎年3月に代表取締役、環境管理責任者及び環境委員会で検討し、その結果を、「表1 外部及び内部の課題」に記録します。

4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解

表2 利害関係者のニーズ及び期待

2018年3月30日

| 利害関係者 | | ニーズ及び期待 |
|-----------|-----------|--------------------|
| 顧客 | 顧客 | 耐久性に優れ長く安心して住める住まい |
| | | 製品及びサービスの品質・価格 |
| | | 質の高いアフターメンテナンス |
| | | 地球や環境に配慮している住宅 |
| | | 資産価値の高い住宅の提供 |
| オーナー/株主 | オーナー/株主 | 持続可能な収益性 |
| 組織の人々 | 社員 | 良好な職場環境 |
| | | 安定した雇用 |
| | | 納得感のある報酬体系 |
| 供給者/パートナー | 納材業者、施工業者 | 相互便益 |
| | | 関係性の継続性 |
| 社会 | 社会 | 環境保護 |
| | | 倫理的な行動 |
| | | 法規制の遵守 |

毎年3月に代表取締役、環境管理責任者及び環境委員会で、次の(a)～(c)の事項を検討し、その結果を、「表2 利害関係者のニーズ及び期待」に記録します。

- (a) 環境マネジメントシステムに関連する利害関係者(顧客、委託先、近隣の住民、社員など)
- (b) それらの利害関係者のニーズや期待(すなわち、要求事項)
- (c) それらのニーズ及び期待のうち、組織が順守しなければならないもの、順守すると決めたもの
(法律、条例、顧客との契約、近隣住民との協定など)

環境委員会
2018 年度

環境方針の見直し

株式会社大興ネクスタ
ISO14001事務局



環 境 方 針

株式会社大興ネクスタは、人が住まう「住空間」を提供する企業として、分譲戸建住宅事業／注文住宅事業（Modula シリーズ）・分譲アパート事業（Archx シリーズ）・中古住宅リノベーション事業の設計、施工、販売を通じ、省エネルギー・省資源を推進し環境負荷を低減させ、地球環境に優しい住まいづくりを目指します。

また、我々のミッションは「社会資本の再整備・環境との共生」であると捉え、既存マンション建替事業・底借地整理事業・等価交換事業等の不動産再生事業を通じ、環境の保全に配慮しながら社会資本を循環させ、顧客と地域社会にとって、より安全で安心できる安らぎ溢れる豊かな住宅環境の実現に取り組んで参ります。

1. ISO14001に準拠した環境システムを構築し、環境管理活動を推進します。
2. 当社の事業活動が環境に与える影響を考慮し、環境目的・環境目標・環境管理計画を定め、定期的な見直しにより、環境マネジメントシステムの継続的改善を図ります。
3. 環境関連の法律、規則、協定などを遵守するとともに、自主基準を設定し、環境汚染の未然防止に努めます。
4. 当社の事業活動が環境に与える影響のうち、重点テーマとして次の項目に取り組みます。
 - (1) 地球温暖化防止のため、省エネルギー・省資源・創エネルギーの推進に努めます。
 - (2) 当社の販売する住宅において、環境負荷の低減に努めます。
 - (3) 循環型社会の実現のため、グリーン購入の推進に努めます。
5. この環境方針は、当社の全従業員及び協力業者に周知徹底し、意識の向上を図るとともに、広く一般の人々にも公表します。

2018年6月1日

株式会社大興ネクスタ
代表取締役 菅野 良寛